

厚岸町議会 第1回定例会

平成27年3月10日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中川議員、6番、堀議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議案第13号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から議案第21号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上、9件を一括議題といたします。
本9件について職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第13号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。
初めに、議案第13号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）の提案理由をご説明申し上げます。
議案書の1ページであります。
平成26年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）。
平成26年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億2,891万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,402万8,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
2ページから5ページにわたりますが、第1表、歳入歳出予算補正であります。
歳入では17款31項、歳出では11款30項にわたって、それぞれ7億2,891万4,000円の増額補正であります。
事項別により、ご説明させていただきます。
12ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人5,002万7,000円の増。

2 目法人1,374万3,000円の増。

2 項1 目固定資産税429万1,000円の増。

3 項1 目軽自動車税33万円の増。

4 項1 目たばこ税563万円の増。

6 項1 目都市計画税17万5,000円の増。

町税全体では7,384万6,000円の増であり、それぞれ12月までの調定及び収納実績をもとに推計した見込額の計上であります。

3 款1 項1 目利子割交付金84万9,000円の減。

4 款1 項1 目配当割交付金275万2,000円の増。

5 款1 項1 目株式等譲渡所得割交付金277万6,000円の増。

6 款1 項1 目地方消費税交付金810万6,000円の増。

7 款1 項1 目ゴルフ場利用税交付金24万4,000円の減。

8 款1 項1 目自動車取得税交付金91万3,000円の減。それぞれ12月分交付までの実績による交付見込額の増減であります。

11 款1 項1 目地方交付税 2 億2,091万5,000円の増。普通交付税、本年度確定額37億1,262万6,000円、全額の計上であります。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金20万1,000円の増。2 節児童福祉費負担金96万3,000円の増。

次ページ、2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金14万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3 目農林水産業費負担金、1 節農業費負担金45万5,000円の減。道営草地整備改良事業負担金950万5,000円の減、同一般繰越分905万円の新規計上であります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料20万2,000円の増。厚岸情報ネットワーク使用料の増であります。

2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料 9 万5,000円の減。2 節児童福祉使用料1万4,000円の減。

3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料26万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料378万9,000円の増、主に牧場使用料の増であります。2 節林業使用料1,000円の減。

6 目土木使用料、1 節道路橋梁使用料27万9,000円の増。2 節河川使用料9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。3 節住宅使用料157万5,000円の減、町営住宅の各団地ごとの収納見込みに伴う減でございます。4 節公園使用料1,000円の減。

7 目教育使用料、3 節社会教育使用料 1 万8,000円の増。4 節保健体育使用料38万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料 5 万2,000円の減。2 節町税手数料 3 万1,000円の増。3 節戸籍住民登録手数料 5 万9,000円の減。

3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料 1 万4,000円の減。2 節環境政策手数料16万4,000

円の増。

次ページ、4目農林水産業手数料、1節農業手数料34万6,000円の減。2節水産業手数料2万8,000円の増。

6目土木手数料、1節土木管理手数料3万5,000円の増。5節住宅手数料23万2,000円の減。

7目教育手数料1節教育総務手数料1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項1目1節証紙収入67万3,000円の減。主にし尿処理証紙収入の減であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金204万9,000円の減。障害者自立支援給付費負担金が減であります。2節児童福祉費負担金2,000円の増。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金4万6,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1,300万6,000円の減。主に臨時福祉給付金給付事業所補助金1,207万5,000円の減であります。2節児童福祉費補助金496万8,000円の増。主に保育緊急確保事業費補助金465万2,000円、新規計上。道補助金の子育て支援対策事業補助金からの一部振りかえ計上であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金42万4,000円の減。2節環境政策費補助金15万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金64万8,000円の減。4節防衛施設周辺整備事業補助金41万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金、事業執行に伴う充当調整であります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金252万5,000円の減。5節住宅費補助金112万9,000円の減。それぞれ社会資本整備総合交付金が事業執行に伴う減であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金64万8,000円の増。それぞれ執行に伴う増減であります。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金150万円の減。説明欄記載のとおり事業執行に伴う充当調整であります。

8目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金10万円の減。2節小学校費補助金7万4,000円の減。3節中学校費補助金7万2,000円の減。4節幼稚園費補助金13万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

次ページ、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金9万1,000円の増。人権啓発活動委託金、道委託金から国の直接委託金への振りかえ計上であります。

2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金9万円の増。

4目土木費委託金、1節河川費委託金132万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金39万5,000円の増。2節児童福祉費負担金7万6,000円の減。

2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金3万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金431万8,000円の減。説明

欄記載のとおりであります。2節児童福祉費補助金451万9,000円の増。子育て支援対策事業補助金764万5,000円の減は、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築分が178万1,000円の減のほか、国と北海道の保育緊急確保事業補助金に振りかえ減であります。保育緊急確保事業費補助金365万2,000円、新規計上。このほか、説明欄記載のとおりであります。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金130万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金214万5,000円の増。青年就農給付金事業補助金225万円の増は、国の補正予算により平成27年度分を前倒し交付見込み分の増であります。このほか、説明欄記載のとおりであります。2節農業費交付金33万9,000円の増。多面的機能支払推進交付金3万5,000円、新規計上。新たに執行事務費分の交付見込み分の計上であります。3節林業費補助金286万9,000円の増。主に森林環境保全直接支援事業補助金交付見込み増に伴う計上であります。5節水産業費補助金6,000円の減。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金9,000円の減。

6目土木費道補助金、6節住宅費補助金30万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金10万円の減。2節徴税費委託金170万円の増。4節選挙費委託金5万5,000円の減。5節統計調査費委託金3万4,000円の増。

次ページ、6目土木費委託金、1節土木管理費委託金1万2,000円の減。2節河川費委託金3万1,000円の増。3節住宅費委託金1万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入54万3,000円の増。貸地料が貸付地の件数増により71万円の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

2目1節利子及び配当金33万4,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産等売払収入826万7,000円の増。石材売払代117万円の増、売り払い数量の増による増であります。立木売払代709万7,000円の増、間伐の伐採量が見込みを上回り、また売り払い単価が予算単価を上回ったことによる増であります。

2目1節生産物売払収入321万3,000円の増。主にしいたけ菌床売払代345万8,000円の増。しいたけ売払代118万9,000円の減。餌料藻類売払代90万1,000円の増であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金5,105万円の増。千葉県増田捷紘様3万円、埼玉県武田宣夫様1万円、大阪府大前賢一様1万円、故澤田昭夫様遺族一同様100万円、釧路太田集落様5,000万円であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目減債基金繰入金、1節減債基金繰入金1億8,800万円の増。長期債繰上償還の財源としての繰り入れであります。

4目1節まちおこし基金繰入金1,000円の増。

6目1節環境保全基金繰入金760万円の増。前年度に環境保全基金に積んだ立木売り払い代分を造林事業財源としての繰り入れであります。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目1節延滞金8万3,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子30万9,000円の増。

4項受託事業収入、5目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入3万円の減。
それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6項雑入、2目1節過年度収入21万3,000円の増。

3目3節雑入360万8,000円の増。次ページにわたり、10万円を超える新規計上は町有建物火災共済金（情報化推進）13万4,000円、光ケーブル破損に伴う共済金であります。地方バス路線助成返納金13万4,000円、助成先である釧路バス株式会社から元社員が起こした詐欺行為により発生した経費について、補助対象から除き自主返納されたものであります。鉄くず売払代12万9,000円、車両更新に伴う旧車両2台分の配車売り払い代であります。いきいきふるさと推進事業助成金（養殖事業）100万円、交付決定による計上であります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

次ページ、22款1項町債、本補正のうち説明欄括弧内に過疎特別分と表記があるのは、町議会の可決承認をいただき、総務省に受理されております厚岸町過疎地域自立促進市町村計画による過疎地域自立促進特別事業分への過疎対策事業債、総額2億2,360万円が総務省の同意予定を得たことから、今後の手続として起債発行の協議書を北海道に提出することになり、前年度と同様に同計画に基づき補正計上するものであります。

なお、厚岸町の発行限度額は1億1,180万円ですが、本年度は町の財政状況などが勘案され、2倍額の発行が認められ、今年度で総額約1億5,700万円が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。このほか、説明欄記載の充当事業分の増減であります。

1目総務債、1節総務管理債560万円の増。

2目民生債、1節社会福祉債8,950万円の増。2節児童福祉債1,290万円の増。

3目衛生債、1節保健衛生債3,650万円の増。2節環境政策債790万円の増。

4目農林水産業債、1節農業債1,360万円の減。道営セタニウシ地区公共牧場整備事業債は、起債残高を抑制するために財政状況を勘案して、交付税措置がない本債の発行を見送りとしたことによる減であります。2節林業債1,800万円の減。造林事業債及び公的分収林整備推進事業債についても、環境保全基金760万円を一部財源として同様の減であります。3節水産業債940万円の減。

5目、1節商工債4,910万円の増。

次ページ、6目土木債、2節道路橋梁債100万円の減。太田門静間道路整備事業債は、総務省の同意予定が過疎対策事業債から辺地対策事業債に振りかわったことによる増減であります。また、苫多道路整備事業債についても同様に、辺地対策債から公共事業等債への振りかえ増減であります。4節都市計画債620万円の増。6節住宅債410万円の増。

7目1節消防債230万円の減。小型動力ポンプ整備事業債について、町の一般会計計上の辺地対策事業債から釧路東部消防組合の一般会計計上の防災対策事業債に同意予定が振りかわったことによる調整減であります。

8目教育債、1節教育総務債300万円の増。4節社会教育債390万円の増。5節保健体育債150万円の増。6節幼稚園債170万円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

28ページ、歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費38万円の減。内容は、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費35万円の減。

次ページ、2 目簡易郵便局費9,000円の増。

3 目職員厚生費55万7,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4 目情報化推進費303万9,000円の増。主に厚岸情報ネットワーク50万4,000円の増。主に光ケーブル破損に伴う修繕料の増であります。次ページ、厚岸情報ネットワーク整備事業444万2,000円の増。電柱移転架線整備委託料が168万3,000円の増。I P告知端末設置が9件の見込み増による工事請費275万9,000円の増であります。総合行政情報システム整備事業（番号制度システム整備）における地方公共団体情報システム機構98万1,000円は、北海道電子自治体共同運営協議会から振りかえ計上であります。

5 目交通安全防犯費10万3,000円の減。

6 目行政管理費21万5,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整減であります。

8 目財政管理費 4 億7,838万円の増。基金積立額について、財政調整基金5,000万円の増、減債基金 2 億9,000万円の増、地域づくり推進基金 1 億3,843万8,000円の増であります。積立基金合計では、年度当初で 4 億8,890万円、年度途中では 1 億9,739万6,000円の取り崩しをいたしました。平成26年度末見込み残高は、平成25年度末に比較して約1,500万円の増となり、財政運営の目標としていた基金残高を確保することができました。積立基金の状況につきましては、配付しております説明資料をご参照いただきたいと思います。

9 目財政管理費10万7,000円の減。

10目企画費73万4,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整減であります。

11目財産管理費143万8,000円の減。公共下水道事業受益者負担金を計上科目への振りかえ減であります。

12目車両管理費14万5,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整減であります。

2 項徴税費、1 目賦課納税費84万5,000円の増。次ページにわたり、主に町税収納、町税収入、払戻金150万円の増のほか、執行見込みによる調整であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 6 万円の減。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費20万7,000円の減。

次ページ、5 目衆議院議員選挙費 4 万5,000円の減。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 3 万4,000円の増。

次ページ、6 項 1 目監査委員費 1 万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費247万円の増。主に社会福祉一般2,007万5,000円の減。社会福祉協議会補助金は、人件費、対象職員が一人減ったことによる減。

老人福祉施設移行補助金は、計上科目を老人福祉への振りかえ減であります。次ページ、臨時福祉給付金給付1,207万5,000円の減。給付見込みの減であります。国民健康保険特別会計3,425万4,000円の増、繰出金の増であります。内容については、特別会計でご説明いたします。このほか、次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり調整増減であります。

2目心身障害者福祉費815万6,000円の減。障害者（児）介護訓練等給付626万1,000円の減のほか、54ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3目心身障害者特別対策費374万6,000円の減。主に重度心身障害者医療費の減であります。

4目老人福祉費1,338万円の増。主に次ページ、老人福祉施設2,080万8,000円、1目社会福祉総務費からの計上科目の振りかえ増であります。老人福祉移行補助金2,055万9,000円は、科目振りかえ分が1,301万3,000円、社会福祉協議会補助金から人事異動による振りかえ増分が706万2,000円、6月賞与100%給付分が48万4,000円であります。次ページ、介護保険特別会計559万5,000円の減、繰出金の減であります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

5目後期高齢者医療費192万6,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金の減であります。

6目国民年金費1万8,000円の減。

7目自治振興費、財源内訳補正であります。

8目社会福祉施設費23万9,000円の増。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,000円の減。

次ページ、2目児童措置費15万5,000円の減。

3目ひとり親福祉費129万7,000円の減。

4目児童福祉施設費111万9,000円の減。

68ページ。

5目児童館運営費6万の減。

各目それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

70ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費16万5,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2目健康づくり費608万7,000円の減。主に予防接種351万9,000円の減。次ページ、がん予防保健144万1,000円の減のほか、74ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3目墓地火葬場費、補正額ゼロ。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4目水道費191万3,000円の減。簡易水道事業特別会計繰出金、水道事業会計出資金が執行見込みによる減であります。

5目病院費5,700万円の増。病院事業会計負担金及び収支不足を補填する補助金の増で、補正後額4億9,822万1,000円となるものであります。

なお、補助金執行に当たりましては、前年度同様、病院事業会計において収益的収支及び資本的収支が保たれる総額不足額を精査した上で、必要額を補助金申請を一般会計に提出し、補助金を支出いたします。

6目乳幼児医療費279万5,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2項環境政策費、1目環境対策費1,079万円の増。主に次ページ、環境保全基金積立金1,090万円の増であります。資源ごみ及び立木売払代を積み立てる厚岸町緑の循環構想に基づく積み立てであります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2目水鳥観測館運営費1万1,000円の減。

3目廃棄物対策費75万9,000円の減。主に清掃手数料事務、徴収・賦課調査委託料の減のほか、説明欄記載のとおりであります。

4目ごみ処理費64万1,000円の減。次ページにわたり、主にごみ処理場管理施設の光熱水費、電気料の減、修繕料の増、電力監視調査業務委託料の新旧計上増であります。

5目し尿処理費102万3,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整減であります。

6目下水処理費181万円の減。生活排水処理施設整備事業、執行見込みによる点であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、増減ゼロ。次ページにわたり、主に農業後継者対策の補助金内訳であります。農業後継者対策協議会が解散し、新に設立した農業担い手育成支援協議会から従前と同額の補助金要望による計上増減であります。

2目農業振興費223万円の増。主に新規就農者誘致200万円を減じ、次ページの新規就農者誘致事業へ振りかえ、同事業に新規就農者誘致奨励費86万円を施設等賃貸料確定に伴う計上であります。青年就農給付金給付225万円、国の補正予算により平成27年度給付分の前倒し執行分の増であります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3目畜産業費3万8,000円の減。主に家畜衛生対策事業内補助金名称を地域衛生管理体制整備事業から補助金交付組織である家畜自衛防疫協議会に振りかえ計上であります。

4目農道費6万8,000円の減。

5目農地費399万2,000円の減。主に道営尾幌第2地区草地整備事業について905万円を一般繰越に振りかえ、平成27年度に繰越執行するものであります。このほか、次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

6目牧野管理費408万2,000円の増。次ページにわたり、主に町営牧場の当期受け入れ頭数の増による飼料の購入費、作業用機械及び給水施設などの修繕料の増であります。

7目農業施設費315万7,000円の減。主に太田地区活性化施設整備事業273万1,000円の減。入札執行による減であります。

8目農業水道費10万8,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

9目堆肥センター費57万5,000円の増。主に堆肥化に使用する水分調整剤の増でありま

す。

2 項林業費、1 目林業総務費28万8,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目林業振興費309万9,000円の減。林業専用道片無去線整備事業が入札執行などにより287万5,000円の減のほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3 目造林事業費17万3,000円の減。

4 目林業施設費6,000円の減。次ページにわたり、執行見込みによる調整であります。

5 目特養林産振興費187万1,000円の増。きのこ菌床センター、菌床製造数の増に伴い製造材料費の増であります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費6,000円の減。

次ページ、2 目水産振興費263万1,000円の減。漁業近代化資金利子補給208万4,000円の減。執行見込みの減のほか、説明欄記載のとおり事業精査に伴う調整であります。

3 目漁港管理費、増減なし。財源内訳補正であります。

4 目漁港建設費999万9,000円の減。水産物供給基盤機能保全事業（床潭漁港）、道負担金が事業精査に伴う減であります。

5 目養殖事業費6万1,000円の増。

次ページ、6 目水産施設費16万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

6 款1 項商工費、1 目商工総務費7,000円の増。

次ページ、2 目商工振興費361万5,000円の減。主に商工一般273万8,000円の減。商工会の人事異動により算定対象人件費が減額となったことによる補助金の減であります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整減であります。

3 目食文化振興費9万1,000円の減。

次ページ、4 目観光振興費13万5,000円の減。

5 目観光施設費38万6,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費26万7,000円の増。主に土木車両の修繕料の増であります。

3 目土木用地費7万8,000円の減。

4 目地籍調査費70万3,000円の減。次ページにわたり、主に地籍修正事業65万円の減。境界杭埋設委託料、執行見送りによる減であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費158万7,000円の減。次ページにわたり執行見込みによる調整であります。

2 目道路新設改良費654万1,000円の減。次ページわたり各事業説明欄記載のとおり執行に伴う調整であります。

3 目除雪対策費5,400万円の増。年度末までの執行見込みを勘案した必要不足額の計上であります。総額1億7,741万4,000円と史上最高額の計上となりますが、直近まで暴風雪による除雪出動が相次ぎ、さらに予算不足が懸念されることから、現在委託執行分を精査し、会期中の追加補正予算を検討中であります。

3 項河川費、1 目河川総務費123万円の減。114ページにわたり、説明欄記載のとおり

各事業費の執行見込みに伴う調整であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費7万9,000円の減。説明欄記載のとおり執行に伴う調整であります。

3目下水道費187万2,000円の増。下水道事業特別会計繰出金の増であります。

5項公園費、1目公園管理費43万9,000円の減。執行見込みによる調整であります。

次ページ、6項住宅費、1目建築総務費336万5,000円の減。主に住宅耐震改修補助及び住宅省エネ・バリアフリー改修補助は申込がなく、全額減とし、住宅新築・リフォーム支援は執行見込みによる減であります。

2目住宅管理費124万1,000円の増。次ページにわたり、主に町営住宅公共下水道事業受益者負担金が財産管理費から科目振りかえ増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整であります。

3目住宅建設費63万8,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みに伴う減であります。

8款1項消防費、1日常備消防費515万8,000円の減。釧路東部消防組合322万5,000円の減。小型動力ポンプ整備事業（釧路東部消防組合）193万3,000円の減。歳入でご説明したとおり、充当起債が町の一般会計計上の辺地対策事業債から釧路東部消防組合の一般会計計上の防災対策事業債に同意予定が振りかわったことによる調整減であります。

2目災害対策費97万8,000円円の減。次ページにわたり、主に防災行政無線、戸別受信機などの設置見込み増による手数料の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整であります。

3目消防施設費7万6,000円の減。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費36万5,000円の減。

次ページ、3目教育振興費16万2,000円の減。

4目教員住宅費129万4,000円の減。

次ページ、5目就学奨励費1,000円の減。

それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整であります。

6目スクールバス管理費23万5,000円の増。主にスクールバスの車検時修繕料の増によるものであります。

2項小学校費、1目学校運営費37万5,000円の減。128ページにわたり、各小学校の執行見込みに伴う調整増減であります。

2目学校管理費22万5,000円の減。

3目教育振興費34万4,000円の減。次ページにわたり、それぞれ執行見込みに伴う調整であります。

3項中学校費、1目学校運営費18万2,000円の増。次ページにわたり厚岸中学校が光熱水費、電気料が増による51万2,000円の増のほか、各中学校執行見込みに伴う調整であります。

2目学校管理費68万1,000円の増。主に学校管理修繕料76万円の増は、新年度で厚岸中学校に入学予定の特別支援学級生徒用トイレの改修費の計上であります。このほか、次ページにわたり執行見込みによる調整であります。

3目教育振興費73万4,000円の減。

4項1目幼稚園費、53万5,000円の減。

それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 2 万6,000円の増。

次ページ、2 目生涯学習推進費8,000円の増。

次ページ、3 目公民館運営費 9 万9,000円の増。

4 目文化財保護費13万7,000円の減。

次ページ、5 目博物館運営費10万9,000円の増。

6 目情報館運営費54万7,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費26万4,000円の減。

次ページ、2 目社会体育費72万1,000円の減。

次ページ、3 目温水プール運営費 1 万3,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4 目学校給食費27万5,000円の増。主に学校給食センター光熱水費、電気料と施設修繕料が増であります。

11款 1 項公債費、1 目元金 1 億8,858万円の増。一般社団法人北海道産炭地域振興センターから過去に借り入れた町債について繰り上げ償還の要請を受けており、その繰り上げ償還金の計上であります。対象となる町債は、平成15年度債の厚岸小学校外壁改修事業債56万円と、町営牧場管理用機械導入事業債11万円及び平成18年度債の真龍小学校改築事業債 1 億8,791万円の 3 件であります。この町債の償還期間は最長で20年、最終償還年度が平成38年度とする約定により貸し付けられておりましたが、この貸付原資は釧路産炭地域総合発展基金であり、本来の活用目的である助成事業を円滑に実施するため、貸付先の各自治体に平成29年度までの繰り上げ償還が要請されております。本町もこの基金の助成を受けており、構成自治体として協力するとともに、町財政上、将来負担の軽減にも資することから実施するものであり、この繰り上げ償還による利子軽減額は 2,141万4,000円であります。

なお、同センターへの繰り上げ償還対象は、下水道事業債で 2 件、本年度末残高で約 1 億4,300万円あり、今後、町の財政状況を勘案してその対応を検討していく予定であります。

2 目利子366万8,000円の減。次ページにわたり一時借入金利子、執行見込みによる減であります。

12款 1 項 1 目給与費58万5,000円の増。説明欄記載のとおり、超過勤務手当の増のほか、執行見込みによる調整であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

6 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費であります。

歳出でご説明いたしましたとおり、道営尾幌第 2 地区草地整備事業について、事業主

体の北海道が繰り越し後の手続をするに当たって、事業費負担をする町も同様に繰越明許費905万円の設定をするものであります。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正。

変更であります。

既に、債務負担行為を設定しております4件の事項について、限度額を記載のとおり変更するものであります。

下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

8ページをお開きください。

追加であります。

公共事業等、限度額320万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、変更であります。

緊急防災・減災事業50万円の減。

辺地対策事業2億1,650万円の増。

過疎対策事業260万円の減。

一般会計出資債110万円の減。

草地開発事業1,990万円の減。

公有林整備事業1,800万円の減。

それぞれ記載の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

9ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成25年度末現在高106億2,631万5,000円、平成26年度中起債見込み額9億5,070万円。平成26年度中元金償還見込み額11億3,722万円、補正後の平成26年度末現在高見込額は104億3,979万5,000円となるものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

次に、議案第14号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）。

平成26年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,615万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,596万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、9款11項、歳出が8款15項にわたって、それぞれ3,615万円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,321万5,000円の増。

2目退職被保険者等国民健康保険税132万8,000円の増であります。

それぞれ12月までの調定及び収納実績をもとに、推計見込みによる増であります。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金12万5,000円の増。主に高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種者の見込み増によるものであります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分2,014万円の減。一般被保険者の医療費の見込みの減額に伴う減であります。2節過年度分1,000円の減。

2目1節高額医療費共同事業負担金335万2,000円の減。標準高額医療費拠出金の確定額による減であります。

3目1節特定健康審査等負担金3万9,000円の増。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金1,690万7,000円の減。一般被保険者医療費の減少による減であります。

5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分447万3,000円の減。社会保険診療報酬支払基金通知書の変更に伴う減であります。2節過年度分1,000円の減。

6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分16万8,000円の減。

7款道支出金、1項道負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金335万2,000円の減。標準高額医療費拠出額の確定額による減であります。

2目1節特定健康診査等負担金3万9,000円の増。

2項道補助金、2目1節財政調整交付金1,570万8,000万円の減。一般被保険者の医療費の減少による減であります。

9ページ。

9款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金1,462万9,000円の減。

2目1節保険財政共同安定化事業交付金1,596万7,000円の減。

それぞれ国保連合会からの交付額確定による減であります。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金3,425万4,000円の増。収支不足額の補填として、補正額は2億3,205万2,000円であります。

12款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金49万9,000円の減。

5目1節雑入4万7,000円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費28万1,000円の減。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費6万4,000円の減。

3 項1 目運営協議会費7万円の減。

5 項1 目特別対策事業費4万3,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費2,128万円の減。

2 目退職被保険者等療養給付費75万3,000円の増。

3 目一般被保険者療養費73万8,000円の増。

4 目退職被保険者等療養費9万2,000円の減。

それぞれ医療費見込みによる調整増減であります。

5 目審査支払手数料9万円の減。

次ページ。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費332万2,000円の減。

2 目退職被保険者等高額療養費57万2,000円の増。

それぞれ対象医療費の見込みによる調整増減であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、増減なし。財源内訳補正であります。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円の減。

3 項移送費、2 目退職被保険者等移送費、増減なし。財源内訳補正であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金137万8,000円の増。被保険者の出産見込み件数の増による調整増であります。

3 款1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金7万5,000円の増。

次ページ、5 款1 項老人保険拠出金、2 目老人保険事務費拠出金2,000円の減。

6 款1 項1 目介護納付金10万4,000円の減。

7 款1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金616万円の減。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金766万1,000円の減。

それぞれ国保連合会からの通知額の確定に伴う減であります。

8 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費71万円の減。次ページにわたり、主に特定健康診査受診見込み減によるものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費18万6,000円の増。主に高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種者の増によるものであります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金7万7,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号であります。

議案書の1 ページであります。

平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3 回目）。

平成26年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ63万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億384万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款4項、歳出では4款4項にわたり、それぞれ63万9,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料182万2,000円の増。説明欄記載のとおり、収納見込みによる増であります。

2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料5万2,000円の増。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金81万3,000円の減。

8款1項町債、1目水道債、1節水道事業債170万円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2万8,000円の減。執行見込みに伴う調整減であります。

2款水道費、1項1目水道事業費61万1,000円の減。説明欄記載のとおりであります。主に糸魚沢地区配水管整備事業、執行に伴う減であります。

4款1項公債費、1目元金、増減なし。

5款1項1目予備費、増減なし。

それぞれ財源内訳補正であります。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

簡易水道事業170万円の減。

それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

下段の地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成25年度末現在高2,237万2,000円、平成26年度中起債見込額3,100万円、補正後の平成26年度末現在高見込額は5,145万8,000円となるものであります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成26年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ7億1,345万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ12万3,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金187万2,000円の増。会計収支を補填する繰り入れであります。

6款諸収入、2項1目1節雑入5,000円の増。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債200万円の減。同意予定に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般化管理費1万5,000円の増。

2目管渠管理費4万5,000円の増。

3目処理場管理費34万5,000円の増。

4目普及促進費20万8,000円の増。執行見込みによる調整増減であります。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費73万6,000円の減。次ページにわたり執行見込みによる調整であります。

3款1項公債費、1目元金、増減なし。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

変更であります。

既に、債務負担行為を設定しております2件の事項について、期間または限度額を記載のとおり変更するものであります。

下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第3表、地方債補正。

変更であります。

公共下水道事業、限度額200万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

下段の地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成25年度末現在高41億7,958万8,000円。平成26年度中起債見込額1億3,380万円、補正後の平成26年度末現在高見込額は40億3,695万1,000円となるものであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（4回目）。

平成26年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,474万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,125万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では9款12項、歳出では6款14項にわたり、それぞれ3,474万1,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分382万円の増。2節滞納繰越分19万1,000円の増。収納見込みによる増であります。

2款サービス収入、2項予防給付費収入、1目居宅支援サービス費収入、1節居宅支援サービス計画費収入26万4,000円の増。

3款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節地域支援事業負担金11万4,000の増。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金4万2,000円の減。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金1,017万4,000円の減。各サービス給付費の見込みをもとに、交付率を5ポイント減、見込みとしたことによる減であります。

7目1節地域支援事業交付金6万9,000円の減。説明欄記載のとおりであります。

5款1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金1,569万8,000円の減。主に居宅介護サービス及び施設介護サービス給付分の減であります。

2目1節地域支援事業支援交付金8万円の減。

6款道支出金、1項道負担金、1目1節介護給付費負担金859万2,000円の減。負担金確定に伴う減であります。

2項道補助金、3目1節地域支援事業交付金3万5,000円の減。説明欄記載のとおりであります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目1 節利子及び配当金 1 万9,000円の増。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金127万4,000円の増、新規計上。介護給付費の財源不足を補填するための繰り入れであります。

8 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金559万5,000円の減。給付費の減に伴う基準繰入分の減であります。

10 款諸収入、2 項3 目1 節雑入13万8,000円の減。認定審査会共同設置負担金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3 万9,000円の減。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 5 万6,000円の減。

3 項1 目介護認定審査会費42万4,000円の減。

2 目認定調査等費15万6,000円の減。

次ページ。

5 項、1 目計画策定委員会費 4 万4,000円の減。

6 項、1 目地域密着型サービス運営委員会費9,000円の減。

それぞれ執行見込みによる調整減であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費1,576万9,000円の減。

2 目施設介護サービス給付費2,377万6,000円の減。

3 目居宅介護福祉用具購入費46万2,000円の増。

4 目居宅介護住宅改修費114万2,000円の増。

次ページ。

5 目居宅介護サービス計画費452万4,000円の増。

6 目審査支払手数料 7 万円の増。

2 項1 目高額介護サービス費16万8,000円の増。

3 項1 目高額医療合算介護サービス費56万2,000円の増。

4 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費82万9,000円の減。

それぞれサービス料の見込みに伴う調整増減であります。

次ページ。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、3 目一次予防事業費、増減なし。財源内訳補正であります。

4 目二次予防事業費27万7,000円の減。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費 8 万9,000円の増。

2 目任意事業費55万6,000円の減。次ページにわたり、それぞれ執行見込みに伴う調整であります。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費 2 万円の増。基金利子分の積み立てであります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第1 号費保険者介護保険料還付金10万円の増。

8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目包括的支援事業費 5 万7,000の増。
それぞれ執行見込みによる計上であります。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（3 回目）。

平成26年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ518万7,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億2,688万6,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 3 款 4 項、歳出では 3 款 4 項にわたって、それぞれ518万7,000円の減額補正
であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、1 節現年度分716万1,000円の
減。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分338万円の増。2 節滞納繰越分26万1,000円の増。
それぞれ収納見込みによる調整増減であります。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金192万6,000円の減。

5 款諸収入、3 項 3 目 1 節雑入 7 万3,000円、新規計上。高齢者医療制度円滑運営臨時
交付金、高額介護合算療養費の事務経費に対する交付金であります。

4 項償還金及び還付加算金、1 目 1 節保険料還付金17万円の増。

2 目 1 節還付加算金 1 万6,000円の増。

それぞれ執行見込みによる計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 9 万6,000円の減。

2 項 1 目徴収費 2 万1,000円の減。

それぞれ執行見込みに伴う調整であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金525万6,000円の減。保険料及び保険基盤
安定負担金の減であります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金18万6,000円の増。執行
見込みに伴う増であります。

以上で、議案18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（3回目）。

平成26年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ496万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,454万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ496万4,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目1節施設介護サービス費収入1,263万2,000円の減。歳出に合わせた調整減であります。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金764万3,000円の増。平成25年度の決算剰余金全額の計上であります。

9款諸収入、1項1目1節雑入2万5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費496万4,000円の減。次ページにわたり病院事業運営管理共通経費負担金が46万3,000円の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う調整であります。

以上をもちまして、議案第13号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第20号 平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、総則。

平成26年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

給水戸数は、25戸増の5,135戸。年間総配水量は4万3,207立方メートルの増で123万6,110立方メートル。1日平均給水量は118立方メートルの増で3,386立方メートルであります。

主な建設改良事業について、配水管布設替等事業を10万2,000円減額し、8,564万6,000円に。設備改修事業を720万円減額し、120万円に。宮園配水池改築更新事業を567万9,000円減額し、3億3,697万9,000円に。機器等更新事業は360万円を新たに計上し、メーター設備事業を121万2,000円減額し、3,745万8,000円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、1款水道事業収益を122万5,000円増額し、2億8,611万9,000円とするものであります。

1項営業収益は、212万3,000円の増額。

2項営業外収益は、89万8,000円の減額であります。

支出につきましては、1款水道事業費用を60万2,000円増額し、2億5,615万8,000円とするものであります。

1項営業費用は、37万9,000円の増額。

2項営業外費用は、22万3,000円の増額であります。

第4条、資本的収入及び支出の補正であります。

2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入を962万3,000円減額し、4億2,689万1,000円とするものであります。

1項企業債は、920万円の減額。

2項国庫補助金は、67万7,000円の増額。

4項他会計補助金は、110万円の減額であります。

支出では、1款資本的支出を1,059万3,000円減額し、5億4,441万2,000円とするものであります。

1項建設改良費が1,059万3,000円の減額であります。

ここで1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,752万1,000円について、当年度分損益勘定留保資金9,642万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,109万2,000円で補填するものであります。

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は212万3,000円の増で、家事用で103万6,000円の増など、各用途での水道料金の増によるものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は2万4,000円の増で、病院事業会計の貸し付けの利息が主なものであります。

4目消費税及び地方消費税還付金は94万円の減。建設改良事業費の減に伴う減であり

ます。

5目雑収益は1万8,000円の増で、消費税及び地方消費税還付加算金の計上であります。次に、収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費は14万3,000円の増。超過勤務手当25万円増のほか、執行見込みに伴う各節計数整理であります

5目原価償却費は、21万8,000円の増。構築物の原価償却の増であります。

6目資産減耗費は、1万8,000円の増。水質検査機器更新に伴う除却費増であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は22万3,000円の増で、建設改良事業に充てる企業債の借入利息の増であります。

7ページをごらん願います。

資本的収入であります。

1款資本的収入、1項1目企業債は920万円の減。事業費確定による借入額の減であります。

2項1目国庫補助金は、67万7,000円の増。

4項1目他会計補助金は、110万円の減。ともに、宮園配水池改築更新事業の事業費が確定したことによる増減であります。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項1目建設改良費は926万9,000円の減。事業費確定による各事業費の減と、浄水場の水質計測設備故障による機器等更新1件の増であります。

2目総係費は、11万2,000円の減。宮園配水池改築更新事業に伴う工事管理委託料の確定による減であります。

3目メーター設備費は、121万2,000円の減。設置を予定した新設メーターの設置時期がずれ込む見込みとなったことによる減であります。

2ページへお戻り願います。

第5条、企業債の補正であります。

企業債の予定額を920万円減額し、3億70万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について25万円増額し、1,849万円とするものであります。

第7条、他会計からの補助金の補正であります。

一般会計からの補助金について、宮園配水池改築更新事業補助を110万円減額し、5,430万円とするものであります。

3ページと4ページは補正予算実施計画、5ページは補正予定キャッシュ・フロー計算書、飛んで8ページと9ページは予定貸借対照表、10ページと11ページは財務諸表の作成に当たり、会計処理の基準などを記載した注記であります。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。

ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第21号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）について、その内容をご説明をいたします。

議案書1ページです。

初めに、第1条、総則です。

平成26年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

1、業務の予定量の補正であります。

患者数では、年間延患者数、入院患者で365人を減じて1万2,410人に、外来患者は補正予定なく4万7,530人のままとし、合わせて合計5万9,940人とするものです。

1日平均患者数では、入院患者で1人減の34人に、外来患者では194人のままで、1日合計で228人の計上とするものです。

2ページをお開きください。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

内容につきましては、予算説明書により説明いたします。

7ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。1款病院事業収益3,201万6,000円の増。内訳です。1項医業収益で2,442万6,000円の減。1目入院収益では1,500万8,000円減。患者数減の影響で781万1,000円の減。1人1日当たり単価約580円減で719万7,000円の減となる見込みです。

2目外来収益では、951万2,000円の減。1人1日当たり単価約200円の減がその要因となります。

3目その他医業収益では、9万4,000円の増。内容は、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。2節公衆衛生活動収益の予防接種料の減収と、3節その他医業収益の増によりものである。

次に、2項医業外収益では、5,638万8,000円の増であります。2目患者外給食収益8万1,000円の減、3目長期前受金戻入17万8,000円の減、4目その他医業外収益81万6,000円の減、5目他会計補助金では5,700万円の増。

不採算地区病員病院運営費補助の増額と説明欄記載のそれぞれの増減によるものであります。昨年度の3月補正による収益的補助金総額予算に比較して1,940万9,000の減少となります。

6目負担金交付金46万3,000円の増。厚岸町介護老人保健施設からの診療材料費、光熱水費等の負担金収入の増額補正です。

次に、3項特別利益、1目その他特別利益では5万4,000円の増で、前年度決算数値確定による増額であります。

以上が、収益的収入であります。

次に、8ページ、収益的支出であります。

1款病院事業費用6,923万6,000円の増、1項医業費用で6,659万円の増、1目給与費で6,628万円の増。主に4節退職給付費で年度途中で採用となった医師にかかる退職給付引当金の増額と、各節給料与支給見込みによる計数整理によるものであります。

2目材料費では467万7,000円の増、3目経費では344万7,000円の減、3月までの決算見込みでの計数整理となります。主な科目では6節光熱水費で88万9,000円の増、電気料金の

値上げによるものです。7節燃料費では90万3,000円の減、ボイラー重油等の単価減、13節修繕費では394万3,000円と施設ボイラー故障による修繕費増。

9ページです。

15節使用料では143万5,000円の増、主に医療機器使用料の増。16節委託料では752万8,000円の減、主に臨床検査委託料、単価入札による426万円減、給食業務委託料222万7,000円の減、そのほか計数整理による増減であります。19節は医師派遣負担金の減であります。

5目資産減耗費75万円の増、年度内除却固定資産の精査による増額。

6目研究研修費では167万円の減、3月までの決算見込みでの学会参加などの旅費等の精査による減であります。

2項医業外費用394万円の増、1目支払利息及び企業債取扱諸費5万5,000の増、3目雑損費388万5,000円の増、内容はそれぞれ説明欄記載のとおりであります。

10ページです。

3項特別損失、2目その他特別損失では129万4,000円の減、前年度数値確定による減額であります。

以上が、収益的収支補正予算の説明となります。資本的収支予算の補正はございません。

2ページへお戻りください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。職員給与費で6,628万円の増額、交際費で7万6,000円の減額補正となります。

続いて、3ページ。

第5条は、他会計からの補助金の補正であります。

決算見込みによる増減整理のほか、さきに説明のとおり不採算地区病院運営費補助にあつては、一般会計からこの会計への収支補填を含めての計上で、収益的収支分と資本的収支分を合わせ、総額4億9,822万1,000円とする内容であります。

次に、第6条は、たな卸資産の購入限度額の補正であります。1,882万6,000円を減額し、総額1億4,601万5,000円とするものです。

4ページ、5ページは補正予算実施計画、6ページは補正予定キャッシュ・フロー計算書、最終11ページ、12ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

この税込み予算案における収支では、収入11億4,682万6,000円に対し、支出14億6,120万3,000円となり、3億1,437万7,000円の赤字予算計上となります。この内容につきましては、12月補正予算審議の際にも説明させていただきましたが、今年度から導入された新会計制度によって固定資産のみなし償却が廃止されたこと、退職手当引当金の計上が義務づけられたことなどにより、過年度にさかのぼって平成25年度決算までを再決算し、その額を特別損出として計上したほか、今年度から毎年度新制度にかかる経費が新たに発生し、大きな費用負担となったことによるものであります。

しかし、不良債務の計算の上では算定除外となる部分があること、平成28年度までは経過措置的に計算には含めない額があることで、すぐには不良債務が発生しない見込みから、この損失をそのまま赤字計上し、翌年度へ繰り越すこととしております。この書につきましては、次年度以降、他の公立病院も同様の状況と推測をします。それら

対応を参考にしながら、今後検討したいと考えております。

以上で、議案第21号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査方法については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

本9件の審査方法については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時27分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、これより一般質問を行います。

質問は、厚岸町議会会議運用内規61の規定により、通告順により行います。

まず初めに、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

- 南谷議員 第1回定例会に当たり、通告してあります3点について質問をいたします。

初めに、防雪柵の設置についてお尋ねをいたします。

近年、特にことしは例年になく大雪、多くの町民の方々が除雪作業で疲れ切っています。きょうも、急速に発達した台風並みの低気圧が接近し、大荒れとなり、山間部は暴風雪の予報が出ております。太田地区は、沿岸部より降雪量が多く、雪がやんでも暴風がやむまで地吹雪で道路は雪で埋まり、車の往来もままならない状況になっております。太田地区の町道は、生活道路、生乳の集乳道であります。特に太田2号道路は、地形の影響で降雪量が多く、地吹雪で通行が危険な状況にあります。防雪柵の早期設置が必要と考えます。

町長は、昨日の執行方針で、冬期間の交通障害対策として太田地区での吹きだまり等の雪況調査を実施すると申されました。猛吹雪に備え、太田地区の防雪柵早期設置は絶対必要であります。また、太田地区の防雪柵設置計画についてお尋ねをさせていただきます。

ます。

次に参ります。

町道整備について、2点お伺いをいたします。

町内の道路、舗装が老朽化して穴や亀裂が発生し、また、穴のあるところ周り全体が亀甲状態になっているところが散在しております。各自治会や住民要望も多数あり、町民の改修の声多数あります。私は、計画的な整備促進が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、国道44号線から苦多道路への取り付け部分、踏切までの区間は傾斜が大きく、大雨のとき冠水、冬期間は雪解け水が凍りアイスバーンとなり、一時停止ライン手前はスケートリンク状態で、極めて危険であります。排水対策と道路のかさ上げの早期対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

厚岸町総合教育会議について、お尋ねをいたします。

私は、まちづくりは人づくりと考えております。人づくりの基本は教育にある。その核をなす教育委員会制度に、国はメスを入れたわけでございます。昨年の第3回定例会で、総合教育会議について質問をいたしました。そのときは、これからの取り組みということで、町長のさわやかな弁舌にかわされたような気がして否めません。改めて4月から取り組まれる厚岸町の総合教育会議について質問をいたします。

設置目的と構成メンバー、設置時期はどうなりますか。

総合教育会議の役割についてお尋ねいたします。

総合教育会議で定める教育大綱はどうなりますか。特に、町長の方針についてお尋ねいたします。

総合教育会議が厚岸町の子供たちに与える影響はどうなるのか、お尋ねをさせていただき、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の防雪柵の設置について、町道の防雪柵を整備推進すべきでは、特に太田2号道路の早期設置が必要と考えます。また、太田地区の防雪柵設置計画についてであります。現在、町で整備している防雪柵は、風の力を利用し、道路上に降る雪を飛ばして、吹きだまりや視程障害を防ぐ柵であります。北海道では、気温が低いため比較的軽い雪が降り、さらに積もった雪もさらさらであるため、風が弱くても吹雪が発生しやすく、晴れていても風だけで吹きだまりや視程障害が発生しやすくなり、防雪柵の設置はこのような状況に対応できる有効な手段であります。

ご質問の太田地区の吹きだまりは、道道厚岸標茶線に対して直角方向の道路に集中し、その中でも重要な道路として位置づけられている町道太田2号道路を優先に、吹きだまり状況の確認を進めており、平成27年度に雪況調査を行い、防雪柵を設置する方向で検討しているところであります。また、太田地区の他の路線につきましても、今後、引き続き吹きだまり状況などを確認しながら、必要な箇所への設置を検討してまいります。

続いて、2点目の町道整備について、町内の道路舗装が穴や亀裂及び亀甲状態にある

ところが散在しております。各自治会からの住民要望も多数あり、計画的な整備が必要と考えますがについてであります。町内の舗装道路は、整備後、相当の年数を経た路線が多く、例年、雪解け時には舗装の補修作業に追われている現状にあり、計画的な舗装補修を行っていくことが重要であると考えております。

平成26年度に各自治会から寄せられた道路に対するご要望は18件で、そのうち舗装道路の補修に関するものは5件でありました。町では、安全確実な交通を確保するとともに、地域環境の向上を図るため、平成25年度から社会資本整備総合交付金を活用するなど、有利な財源確保に努め、一定の一般財源を確保した中で、引き続き計画的な舗装補修に努めてまいりますので、ご理解願います。

また、国道44号から苦多道路への取り付け部分、踏切までの区間は傾斜が大きく、大雨時の冠水や冬期間は雪解け水が凍り、アイスバーンとなり、一時停止ライン手前はスケートリンク状態で、極めて危険です。排水対策と道路のかさ上げの早期対応をすべきと考えますがについてであります。苦多道路への取り付け部分の水たまりの解消については、これまでも地域からの要望もあり、道路管理者として対策を検討しているところであります。

原因として、町道には雨水ますがあるものの、流末である国道44号の素掘り側溝に常時水がたまっている状況にあり、水はけが悪いと考えられることから、国道の道路管理者と協議を進めているところであり、今後どのような対策が効果的か、今すぐできること、恒久的な対策も含め、引き続き検討を行い、早期解消に努めてまいりますのでご理解願います。

続いて、3点目の厚岸町総合教育会議について、初めに設置目的と構成メンバー、設置時期についてであります。総合教育会議の設置の目的は、文部科学省の通知によると、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るためのものであるとしております。

構成メンバーは、町長の私と教育長、4人の教育委員会委員であります。設置の時期は、町教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の解説により、総合教育会議は、大綱の策定の協議の際以外には、その開催については首長が必要に応じて開催するものであり、同法の施行日である4月1日時点で総合教育会議が設置、つまり開催されていなければならないというものではないとうたっておりますが、本町においては、4月1日以降のできる限り早い時期に設置できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合教育会議の役割についてであります。これも改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議及び児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととされております。

次に、総合教育会議で定める教育大綱の内容と私の方針についてであります。

文部科学省の通知によると、大綱の定義としては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではなく、また教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるとともに、地域の実情に応じて策定されるものであるとしております。

また、大綱の主たる記載事項としては、各地方公共団体の判断に委ねることを前提に、主として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園、保育所、認定子ども園を通じた幼児教育、保育の充実など、予算や条例等の地方公共団体の長が有する権限にかかわる事項についての目標や根本となる方針が考えられるとしております。

私としては、国が示しているこれらの基本事項を踏まえながら、このたび策定した第5期厚岸町総合計画の後期行動計画における教育に関する施策の内容をもとに、厚岸町における大綱を策定してまいりたいと考えております。

次に、総合教育会議が厚岸町の子供たちに与える影響についてであります。これも文部科学省の通知によると、いじめや体罰、通学路での交通事故などにより、児童・生徒の生命または身体に重大な被害が及ぶような事態が発生し、またはそのおそれが見込まれる場合や災害の発生により校舎の倒壊などの被害が生じたり、災害発生時における児童・生徒への対応など、児童・生徒の生命または身体の保護に類するような緊急事態において講ずべき措置に関する協議が直ちに地方公共団体の長の主導によって行われることで、より迅速な対応を図ることができるとしております。

しかしながら、私が町長就任後に発生した学校給食による集団食中毒を例にした場合、本来教育委員会が所管すべきところ、直ちに私に対策本部長となり、直接の指揮・命令により迅速な対応をとらせていただきました。また、これまでも教育委員会で起きた重大事故、事件においては、私と教育長、教育委員会が連携して迅速かつ適切な対応を図ってきましたし、私と教育委員会による意見交換も随時行ってきております。このようなことから、これまで私と教育委員会との間で行ってきたことが、このたびの法改正により総合教育会議として法的位置づけがされたものと考えております。

今後とも、私としては、この新たに設置される総合教育会議を随時開催し、事件、事故発生時にはこれまでと同様の対応を図っていくとともに、教育委員会との意見交換を行い、児童・生徒が安心して学べることができる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 私も簡潔に質問させていただきますので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

まず、防雪柵についてお尋ねをさせていただきます。

北海道の開発予算、今、道議会やっているんですけども、27年度の重点事項の3点の中に、安全・安心な国土の形成があります。その中で、道路の防雪対策が明示されております。北海道もこの防雪柵対策というものを考えているときだというふうに理解を

いたしておりますし、私が質問してから議案いただいたんですけれども、実は、もう既に本年度の予算に防衛の予算で、これは90%の裏づけ措置がされる、910万円の調査費が計上されております。この2号道路だというふうに、私は理解をさせていただきました。本当に積極的に取り組んでいただいているなと思いますが、防雪柵にはいろいろな種類というんですか、機能、多くの種類があって、適切なものを配置するべきだと思うんですよ。機種によって随分とその状況も変わってくるというかな、そういう部分では、今回の910万円という大きな調査費がついたということは、太田地区全体を含めてしっかりと、地域によってはいろいろな自然状況によって、より機能を増した安全な防雪柵というものを設置していただきたいなというふうに捉えております。どうか積極的に一日も早くこの柵の設置に努めていただきたいなと思います。

それから、2点目の44号線の関係でございます。

たしか私の記憶では、平成23年から26年まで4年間、自治会要望が提出されておると思います。検討してまいります、ずっと検討では困るんですよね。やっぱり自治会から4回も上がっているわけでございますし、交通安全上も、非常に私は危険だと思います。何としても早期な対応を、できることからと言うんですけれども、積極的な対応をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいまの防雪柵の開発予算の関係でありますけれども、これは非常にありがたいことで、社会福祉整備総合交付金においては、非常に各町村の要望も多く、満度な事業費に対する配分が行われていないと、そういった中で防雪、そういった雪害に対する重点配分がされるんだらうと、そのように捉えているところでございます。

今般、特定防衛施設収入整備調整交付金事業で、今後、長きにわたりますけれども、太田2号中心に防雪柵を設置する予定となっておりますが、今年度、あらかじめ事前の調査をさせていただきます。

防雪柵はご承知のことと思いますけれども、主に3種類ありまして、吹きだめ柵、それから吹きどめ柵、それから吹き払い柵といたしまして、それぞれの特徴があるわけありますけれども、現在、厚岸町に設置されている状況を見ますと、全て吹き払い方式というふうになっております。そういった現在の状況も検証しながら、調査データを含めて検討していく必要があり、適切なものを選定していきたいなというふうに考えております。

それから、国道44号の水の件でありますけれども、長きにわたり自治会からの要望をいただいた中で、国道道路管理者との調整がなかなか進まず、ご不便をかけたことを大変申しわけなく思っているところでございます。

私ども今、抜本的な対策の前に直ちにできることとして、現在の素掘り側溝の部分で少し深く掘り、それを維持することで当面しのげる部分があるのではないかとというふうに考えておりますので、今できることを再検討して、早急な対策整備を行わせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。

厚岸町総合教育会議について、お尋ねをいたします。

町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ると理解をいたしました。いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町長が1回目で答弁をしたとおり、また議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 メンバーについて、お尋ねをさせていただきます。

メンバーなんですけれども、町長、教育長、それから4人の教育委員ということは、6名のメンバーということでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほどのお答えと同じですけれども、町長の1回目の答弁と議員がおっしゃったとおり、6名のメンバーということになります。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 新たな厚岸町の総合教育会議、この中で定期的にはないんでしょうけれども、その方針というものを検討されていくと。私は、ある意味期待するものがあるのですが、それだけ民意を反映するというのであれば、教育委員、今、教育長含めて5名でございますけれども、実質、民間からは4名だと。そうすると、常日ごろ言われている女性の進出、いろんな民意ということになると、今女性の教育委員は一人でございます。そういう意味も含めて、4名の教育委員ではいかがかなと私は考えるのですが、そういうことも含めて、教育委員をふやして、厚岸町の将来の教育行政に対する姿勢というものも私は一考するべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 実は、現在の教育委員の方々の任期が、一番短い方で28年の3月31日ということですから、残り1年任期がございます。この委員の中に、現在1名の方のみ、女性の委員さんについていただいているという状況であります。これを女性の

委員さんをふやしていくということなど、適任者が応諾をしてくれればいいわけであり
ますけれども、人選に当たっては、今、議員おっしゃるようなことも考慮して対応して
いかなければならないだろうというふうに考えております。

それから、委員さんの数であります。これは条例の規定事項になりますので、その
辺も一緒に今後検討してまいりたいと、そういうふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 私は必ずしも女性ということを行っているのではないですよ。やっぱりそ
れだけ大事な教育行政でありますから、委員の枠というものも含めて、民意を入れるよ、
入れるよって、同じ状態では、そっからやっぱり検討していただきたいなと思いま
す。

次に参ります。

町長の執行方針は、総合教育会議に対するご意見は伺ったんですけれども、新めて総
合教育会議を実際実践するのは教育長であります。何ら今までと変わらないというふ
うに私は理解をさせていただいておるんですが、教育長のお考えを伺いまして、私の質
問を終わります。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の総合教育会議についての私の考えでございますが、町長
答えたとおり、従前より教育行政について、何かあったときには町長が先頭に立って動
いていただいていたというふうな認識もございますし、意思疎通も十分図られていると
いうふうに考えているところでございます。

ただ、今回の改正の重要なところは、首長がその主体となって教育を考えるという中
では、今、教育委員会には予算の編成権がないというふうな大きな制度的な問題がござ
いますから、これについても、ぜひ積極的な町長の関与があるということも一つプラス
にしていければというふうに考えているのが、私の考えでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員、いいですか。

●南谷議員 いいです。

●議長（音喜多議員） 以上で、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。再開は、13時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問します。

農村地域の活性化について。

国連により、2014年は国際家族農業年、2015年は国際土壌年と決議されています。このことをどのように受けとめているか。なぜ2年連続してこのような取り組みを世界各国に呼びかけていると思いますか。

今、国会での安倍首相の農業、農協改革、断行の所信表明について伺います。

戦後の農家や農村地域を生産、販売、金融、共済保険、医療などで支えてきたのは、総合農協活動だと思います。農協の役割をどのように評価し、今後どのように連携していくつもりか、伺います。

農業、農協改革で地域の人口はふえ、所得倍増が実現し、地域は活性すると思いますか。

本町の住民生活基盤への影響はどうかと思いますか。

誰のための、何のための改革だと思いますか。

結局は、JA全中、JAつぶしは、日米財界主導のTPP参加を先取りした地ならしではないかと言われていますが、どう思いますか。

道内酪農家に、将来に対する動揺が広がって、ホクレンから離脱し、道外乳業メーカーに直接出荷する動きがあることをどのように捉えていますか。

昨年8月に発足した新たな根釧酪農構想検討会議による根釧酪農ビジョンの検討が始まりましたが、目的や方向性はどのようなものですか。

親元就農支援対策として、町独自の親元就農支援金制度を創設できませんか。

次に、男女共同参画について。

来年国は、男女共同参画基本計画の第4次計画の策定を予定していますが、本町の取り組みはどうなっているのか伺います。

女性の社会参画がなかなか進まないことに対して、どのように考えていますか。

各種審議会などを公募制にして、女性委員や若者の委員をふやすことは考えられませんか。

1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の農村地域の活性化についてのうち、初めに、国連により、2014年は国際家族農業年、2015年は国際土壌年と決議されています。このことをどのように受けとめているのかについてであります。国際家族農業年については、特に農村地域における飢餓や貧困の撲滅、食料・栄養安全保障の提供、生活改善、天然資源管理、環境保護、そし

て持続可能な開発を達成する上で、家族農業や小規模農業が担う重要な役割について、世界の注目を喚起することにより、その認知度を高めることを目的として定められています。

また、国際土壌年については、適切な土壌管理が加盟各国の経済成長、貧困撲滅、女性の地位向上などの社会経済的な課題を乗り越えていくために重要であり、限りある土壌資源の持続性向上とその必要性の社会的認知を高めることに、加盟国や関連する組織などが自発的に努めるよう呼びかける目的で定められております。

いずれにいたしましても、1次産業を基幹産業とする当町にとって、その考え方は共感できるものと考えております。

次に、なぜ2年連続してこのような取り組みを世界各国に呼びかけていると思うかについてであります。国際年については、その時々事情や必要に応じて、国連総会で決定されるもので、基本的にはそれぞれ独立したものであることではあります。家族農業も土壌も、将来的な食料安全保障のため、それぞれが世界的に大きな課題であることから、続けて定められたものと考えております。

次に、今国会での安倍首相の農業、農協改革、断行の所信表明について伺いますのうち、初めに、戦後の農家や農村地域を生産、販売、金融、共済保険、医療などで支えてきたのは、総合農協活動と思う。農協の役割をどのように評価し、今後どのように連携していくつもりかについてであります。厚岸町の農業は、基本的に家族経営による酪農であります。この酪農経営には多額の資金や設備を要し、生乳の流通処理も含め、農家単独では対応できないところを現在まで維持発展させてきたのは、まさしく農協活動であります。今後の当町の酪農の維持発展にとっても、農協の存在、役割はますます高まるものと考えますので、引き続き、より密接に連携し、さまざまな課題に対応してまいりたいと考えております。

なお、農協においては、農協グループとして独自に改革プランを策定しており、その自己改革が確実に進められる必要があると考えております。

次に、農業、農協改革で地域の人口はふえ、所得倍増が実現し、地域は活性化すると思うかについてであります。改革の内容をまとめた法案もまだ示されておりませんので、今の段階で判断することはできないことをご理解願います。

次に、本町の住民生活基盤への影響はどうなると思うかについてであります。地域住民生活にも支障を及ぼすおそれのあった准組合員の利用制限については、見送られておりますので、現在の状況では特に影響はないと考えております。他の改革の影響については改革の内容をまとめた法案等もまだ示されておりませんので、今の段階で影響を判断することはできません。

次に、誰のための、何のための改革と思うかについてであります。安倍首相は強い農業をつくるための改革、農家の所得をふやすための改革と表明しておりますが、具体的な内容が示されておりません。今後、農家を初め、関係者に十分説明を尽くし、理解を得ながら進められる必要があると考えております。

次に、結局、JA全中、JAつぶしは、日米財界主導のTPP参加を先取りした地ならしではないかと思われるがどうかについてであります。私としては、そのように考えておりません。農協改革、TPP問題が日本の将来に向けた大きな課題であるため、

国においてそれぞれ取り組まれているものと考えております。

次に、道内酪農家に将来に対する動揺が広がって、ホクレンから離脱して、道外乳業メーカーに直接出荷する動きがあることをどのように捉えているかについてであります。この動きの背景には、近年の輸入飼料の高どまりで収益が悪化し、規模拡大で経営を維持しているが、設備投資に伴う多額の借金を抱え、ホクレン向けの出荷ではコスト上昇に追いつくだけの乳価水準を確保できず、手数料も割高といった不満があるとのことであります。

ホクレンによる一元集荷は大手乳業メーカーへの価格交渉力を高める利点があり、遠隔地でも均一な輸送費が酪農家の経営を支えてきたという状況があります。しかし、現実には、農家の不満を解消できない状況がありますので、今後、酪農家の所得向上に向けたさらなる取り組みが求められているものと考えております。

次に、昨年8月に発足した新たな根釧酪農構想検討会議による根釧酪農ビジョンの検討が始められたが、目的や方向性はどのようなものかについてであります。根釧酪農ビジョンについては、根釧地域全体の酪農や地域の将来像とその実現に向けた取り組みの基本方向を示すことを目的に、釧路根室管内の市町村長及び農業協同組合長で構成する新たな根釧酪農構想検討会議により、去る2月17日に策定されております。

今後、草地型酪農の推進、担い手育成確保、高付加価値化の推進の三つの視点による具体的な展開策について、農協と連携しながら、それぞれの役割に応じた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、親元就農支援対策として、町独自の親元就農支援金制度を創設できないかについてであります。新規就農については、農地や牛舎もない一からの出発であるため、国等の支援制度を活用して農協が受け入れを行う場合に、町が厚岸町新規就農者誘致条例により支援を行っておりますが、親元就農の場合は、酪農経営に必要な農地や施設等の基盤が既にある中での就農のため、スタートが全く違う状況にあります。離農が続き、跡継ぎも減少している中で、その支援策の必要性を求める声も聞いておりますが、具体的な支援策については、農協との協議の中でも難しいとの意見もあり、現段階では町独自の親元就農支援金制度の創設は考えておりません。

なお、国では、青年就農給付金制度により、一定の要件はありますが、親元就農者に対しても、就農前や就農後に給付金を受けられることができる対策も拡充されておりますので、その活用については、農協等と連携し、対象者への支援を図ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の男女共同参画についてのうち、私からは、各種審議会などを公募制にして、女性委員や若者の委員をふやすことを考えられないかについて、お答えをいたします。

確かに、少しでも多くの町民が行政に参画し、幅広い意見を反映させていくためには、公募制の導入も一つの方法であると考えます。しかしながら、審議会等には、法令または条例の規定により、委員となるべき要件が制限されている、行政処分に関する審議等を行う、専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うといった審議会等もあります。

また、それぞれの根拠条例では、関係機関・団体からの委員選出や学識経験者などの

委員資格基準が規定されているため、公募できる委員としては、識見を有する委員に限られ、定数のうち多くても1名から2名程度になるものと考えます。さらに、識見を有する委員とした場合には、公平・公正な立場で意見を述べていただける方を面接等により選考する必要がありますし、応募資格などを定める必要もあります。

昨年、第5期厚岸町総合計画の基本構想の見直しや後期行動計画の策定のため、厚岸町総合計画策定審議会の委員を選任する際、定数20人のうち2人を公募したところ、1人しか応募がなかったことや、さかのぼりますと、私が町長に就任した翌年に設置した厚岸町経営改革推進委員会の委員15人全員を公募した際も、定員に満たなかったといった過去の経験もあります。

また、公募制は、先ほど申し上げたとおり、少しでも町民に行政に参画していただくための一つの方法ではあると考えておりますが、女性や若者をふやすための有効な方法であるとは限らないものと考えます。

このようなことから、町としては、今後も必要に応じて一部公募制も取り入れながら、また、委員選任に当たって協力をいただいている関係機関や団体、自治会などにも、できる限り女性や若者を推薦していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

女性の社会参画に関する質問については、教育長からお答えをいたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 次に、私からは、女性の社会参画がなかなか進まないことに対してどのように考えているのかについてお答えいたします。

当町の男女共同参画の推進につきましては、各自治会女性部や産業団体など37団体、1,000人以上の構成員から組織されている厚岸町女性団体連絡協議会が男女平等参画推進のための活動に取り組んでおります。この男女平等参画の活動について、厚岸町女性団体連絡協議会からは、特に指摘事項がない旨伺っておりますが、今後も厚岸町総合計画の施策に基づき、女性団体の活動に対し相談、協力などの支援と女性団体及び関係各課との連携に努め、男女平等参画社会の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、1番のことなんですけども、国際土壌年ということなんですけど、町長が言っているとおり、生活改善や、それから環境保護、そういうの上がっています、今、世界中の土壌がどうなっているかということがとても問題になって、そしてこのことが出てきたと思うんですよね。

日本の伝統的農業といえ、100年前に戻らなきゃならないと思うので、100年間の農業が今やれということではないんですが、海外での肥料に一切頼らないで、都市であれば、言っているのかな、下肥を集め、かまどの草木灰、そういうものでやっていた時代から、もうずっとたちまして、そして今は近代化の波にのまれて、食料は他国に委ねられた。トウモロコシ、大豆、小麦など3,000万トン、30年にわたって恒常的に日本は輸入

しています。穀物メジャーは穀物価格の高騰、燃料用作物最大の生産の拡大を背景に、アジアやアメリカでは広大な土地が奪われていっています。森林は伐採され、先住民の生活の場は奪われていっている。奪われた農家は賃金労働者になり、貧困はつくられています。今、いろんなテロとかいう問題が上がっていますが、これも貧しさゆえに出ている問題もないとは言えないと思うのです。

それで、このTPPの問題も含めて、今度、日本がそういうことになりかねない。土壌も奪われ、それから生活も奪われ、地域も崩壊するというようになっていくと思うんですが、そのときに一つ言いたいんですけど、まず、農協改革は組合員である農家から一言も出ていないんですよ。これが、もうまず、すごく腹立たしいです。確かに、農協は問題があるけども、組合員から出たものだったら組合員で、組合ですから自分たちで解決していきます。それをトップダウンで、上から押しつけてきた。何か農家は、どうしようもないから、俺たちが上から教えてやるから、おまえら我慢せいと。何かそういう感じの、今回の安倍首相の農協改革です。

その中で、太田、厚岸はまだお店もあります。それから金融機関もあります。けども、地方に行ったら農協が金融機関になってる。郵便局あるから、そういう意味では太田はまだ、厚岸は農村地帯のほうはまだ守られているかもしれませんが、病院にしても、それからお店にしても、販売にしても、やっぱり農協が抱えている地域に対しての役割というのは、とても大きいと思います。先ほど町長がおっしゃってましたけども、そのとおりだと思うんです。

ただ、こういういろんな問題の中で、農家は先が見えなくなっているというのは確かなんですよね。大きな乳業メーカーに、これは、鶴居村ではイオンですね。それから、MMJです、向こうの。MMJ、乳業メーカーなんですけど、本州のメーカーなんですけども、そこに今は、十勝が2件、3件かな、4月になってから、こっちの別海のほうでも1人手を挙げるのがあるという話になっています。そのくらい大変何か浮き足立っているというのも確かなんですよね。その中で、どんどんどんどん地域が閉塞していくんでないかなという感じが私はしているんです。

それで一つ質問なんですけど、さっき後継者の問題で、新規就農の人たちに対してはいろんな、大変ですけどね、新規就農は大変なんですけど、その人たちに対していろんな支援が出てきました。けども、親元支援に対しては、いろんなものがあるんじゃないかと、牛舎もあるし、それから土地もあると。だから、そういうのはないんだという言い方をされましたが、マイナスからのスタートの場合もあるんですよ。結局は、同じように牛舎も建て、親は結局自分の子供が帰ってくるっていう感覚がなかったもんですから、自分の代でやめようという農家が結構あります。そうすると、施設も古い、それからいろんなものを、借金も結局してるから、自分の代でやめると、それを全部ペーサせてやめるといふ人も出てきます。そういうもとは、新規就農と一緒になんですよね。ですから、そこに対しての支援が全く、新規と全く違う状況だという感覚から外れてね、やっぱり親元就農の人たちが帰ってこれるような条件づくりが必要だと思うんですよ。それはどうでしょうか。

- 産業振興課長（阿部課長） 親元就農で、奨励をするような、喚起するような意味合いの奨励金みたいなものの対策と、それから、実際に牛舎を建てるですとか、そういったことをするための対策というものが、それぞれ出てくるんだというふうに思います。

今回、今畜産クラスター事業というようなことが平成26年の補正から始まりますけれども、その事業では、施設整備に対して農家が法人化をするということが条件になりますけれども、そこに対して、今まではそういう施設整備に対して補助金がなかったものが出てきているような状況も出てきております。

それから、奨励金的なものということでいけば、なかなか奨励金として出したものが、ちょっと言葉悪いんですけども、小遣いになってしまうような状況で使われてしまうようなことではやっぱりいけないというようなこともあります。やはり、本当に酪農に就農するんだというような意欲を持ってもらうということが一番大事なことになってまいりますので、なかなかそういった意味で農協のほうとも協議はしてはいますけれども、難しいというような状況があります。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 施設のことと違うと言っていましたけど、施設の問題といえば、クラスター事業というのは、あれは建物を建てる時は法人でなければだめだという縛りがありますよね。ですから、今の牛舎を直すぐらいでしたら、それほどの金額要らないですから、それに対する補助をするとか、そういういろんな方法ができると思うんですよ。

この中で、根釧酪農ビジョンについて、今方向性を、2月17日出ていって、なっていますけれども、この中で、新規就農の人もそうでしょうけれども、子供たちの中で豊かな自然環境で働きたい、子育てをするんだったら農村で育てたいとか、それから、家族の健康や子供の教育のために働きたい、自分に合った生き方をしたいといった夢を持った数多くの新規就農者が新たに担い手として釧根地区に定着してなっています。

これは、新規就農だけでなく、本当に外に出ていて町で暮らしていた子供たちの中にも、やっぱり子供は農村で、地元に戻って育てたいなという子供たちが、結構聞くんですよ。けども、家へ帰ってもねって、今、親はちょっと借金だらけで、できないんだよなっていうようなことも言われます。

ですから、地域再生と言いますけども、結局子供たちが帰ってこようと思っても、そこで受ける受け皿に何ら変化がなかったら、戻っては来れないし、それから、全く生活するものがなくて戻ってきたりしますよね。家へ帰ってこいば、畑もあるし、何とかかんとか食べてはいけるんですけども。

それで、そこで子育てをして、地域に帰りたいという人たちを入れられるような施策を考えていくべきだと思うんですが、釧根酪農ビジョンの中でもいろんなことを上げてはいますけれども、この中にありましたが、これもらったんですけども、結局、規模拡大をしたことによって、いろんな負担もかかっているし、それから、そういう大手乳業メーカーの交渉ですね、これはいろんな意味でコストが上昇して、乳価の数字を確保できなくてと、そんないろんな問題もあるんですが、その中で地域でやっていくためのいろん

な方法もあると思うんですよ。

だから、それを単純に、ただ今の政府の言っているようなやり方では、厚岸町で農家はどんどん減っていくだろうし、それから先が見えないから、何も見えないというので、今言っていた、今新たに入ってこようとしている人とか、それから、これから来たいなと思っっているような人たちの、そういう相談窓口みたいなことを農協とかで開設するとかということはできないんでしょうかね。それはどうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新規就農者に対しての相談窓口という部分では、農業委員会のほうが担い手センターという北海道のセンターのほうと連携して、そういう窓口的なものの対応をしております。そこに町側も一緒になって担い手育成協議会というものを昨年2月につくっております。そこに農協、それから関係機関含めて、そういう組織をつくっております。そういった中で、そういう窓口の部分の対応もしておりますし、それから、どういった支援ということができるとかというようなことは、そういったところで、これから協議していかなくちゃいけないというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 新規就農者だけでなく、親元就農の人たちとかも含めて、厚岸に戻ってきて酪農やりたいとか、農業やりたいとかという人たちの受け皿の窓口として、そこを活用するということは可能なんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 担い手育成支援協議会ということで、担い手という言葉を使っております。新規の人も、それから後継者になる方も含めて、そういう方たちの全体的な協議をする場というふうに考えておりますので、その中で検討していきたいというふうに。

ただ、先ほどのハード的な部分の施設的な整備ですとかいう部分では、非常に資金的なものも大きな資金が必要ですし、そういった部分では、やはり国の制度がなければ、町単独でそういう対応ができるというのは難しいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 やっぱり新生活を求める若者の夢を持てる地域づくりということも含めて、いろんな意味で、何でも相談ではないですけども、若い人、若い人だけじゃないと思うんですけど、Iターンでも、Uターンでも戻ってきて、就農したいという人たちに何でも相談窓口として専任者をつけるとは言いませんけれども、そういうような窓口を開設してもらえたらいいなと思います。

それから次に、男女共同参画についてに移ります。

確かに、公募制も一つの方法であるとおっしゃっていますが、審議会、ここにはいろんな、確かに高度な知識も必要だと思いますし、事案の審議を行うということも必要だと思いますが、これは町のことでいいですね。町のいろんな問題を、そこで見識を有するという形でしょうけども、町の問題をいろんな形で話し合っ、一つの意見を出してくるという場所だと思うんですが、とすれば、町長が最初にやった、町長が就任した翌年につくった厚岸町経営改革推進委員会の15人を公募したと、公募したが定員に満たなかったということもおっしゃっていましたが、まずこういう推進委員会のことをどれだけ町民に、こういうもので、こういうことをしますがということを知らせることをしたのでしょうか。知らなかった人もいたんじゃないですか。

それから、町民はサービスを受ける側になっているような気がするんですけど、こういうことをして、こういう町をつくりたいので、みんなの意見をきかせてくれというそのやり方、どれだけ広げられたんですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

男女共同参画の時代、前から私もお話をいたしておるわけでありましたが、女性が輝く社会ということで、安倍総理も声高らかにうたっておるわけでありましたが、しかしながら、男女共同参画社会基本法というのは、平成11年にもうできているのです。それと、男女均等雇用法というのが、30年前にもうできているんです。そういう中にもかわりませず、今日そのような女性対策をしなければならないということは、私といたしましては大変残念に思っております。

やはり男女平等、男女参画というのは重要な課題であるという認識を持っておるわけでございまして、そういう中において、審議会、委員会においても、広報等も通じて、その重要性を認識いただくなどしながら、公募をいたしておるわけでありましたが、しかしながら、実際、第1回目の答弁でお話をしたとおりであります。

今、石澤議員からいろいろなお話がありましたけれども、だからといって、私としてはその意見も大事にしながら、これからは、女性の積極的な社会進出はもちろん、行政に対するいろいろなご意見も承る機会をつくっていかなければならない、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 確かにいろんな団体ありますよね、厚岸町もね。女性団体たくさんあるんですが、どうしても団体ごとに公募、いい審議委員出してください。別に会長さんに出してくれと言っているわけじゃないんですけど、そうなるとうち役員さんの中で決まりますよね。決まって出てくるような感じになっていると思うんです。

それで、男女共同参画の中で、なぜ、そんなに簡単に女性が出てこれないのかというと、女の人に中にある、一つは、男の人は仕事ですよ。仕事だけですよ。だけど、女の

人は家事と仕事ですよ。子育てですよ。それ全部背負っているんですよ。それ毎日こなしています。その上で職場に出てきて仕事をして、そしてまた帰って、家事と子育て。くるくるくるくる回っていますよね。その中で、今度は女の人、手が足りなくなっ、少子化になって、人がいなくなったから女性を雇用しましょうというのが、今の安倍首相の感覚ではないかと思うんですけど、安い労働力が欲しいということで出してくるようになると思うんですが、結局、女の人が自分自身も縛っている家事、子育て、大事ですよ、介護もそうです。大事なことです。生活の部分。生活のいろんな大きな部分を全部女性が背負っているんですよ。その上で仕事ですよ。

はっきり言わせてもらおうと、男性は仕事ですよ。家事もやってる人います、今はね。いますけども、基本的に女の人に中にも縛りがあります。家事ができなくて、こういう仕事、外に出ていけるんだらうかとか、これをほっぽらかしていけるんだらうかという、そんな思いあると思うんですよ。それを全部払拭してやって、初めて。それを出ていけるような環境をつくらない限り、この男女共同参画なんてできないと思いますよ、これからだって。

ですから、そういう機会をどうやってつくるか。どういうふうにして女の人たちが参加できるような環境をつくるか。若者もそうですよね。そういう人たちつくるにはどうしたらいいかというのを考えていく場所をつくっていかなきゃなんないし、それをしないと、いろんな人の意見は入ってこないと思います。審議会もそうですけど。

有識者っていいんですけども、申しわけないんですけど、ある一定の年齢の人の有識者はだめだと思うんですよ。いろんな若い人の、いろんな願いや考え方も入れるような、大きな枠で2人とか3人じゃなくて、大きな枠で、しかもこういうことをするんだというのを何回も出してね、これから厚岸町をどうするか、みんなで考えようやと。高校性でもいいです。中学生でもいいじゃないですか。その意見を引き入れるくらいの大きなもので考えて、その中で審議会というものを考えていかないとだめだと思うんですよ。だから、男女共同参画っていう以上は、やっぱりその背負っているものをちゃんとなくしてやれるような場をつくらなきゃならないと思いますが、どうですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

大変いい意見でございます。私と同様の意見であります。しかしながら、実際、審議会、委員会等をお願いいたしましても、厚岸町の場合は女性が約3割程度であります。

やはり今日の社会進出、さらにはまた子育て等々考えれば、社会進出の環境をよくしていかなければならない。特に私も、厚岸町の女性で組織しております女性団体連絡協議会、もう時間があれば必ず出ております。そしてまた、いろいろなご意見を承っておりますわけでありましたが、多くの女性団体の組織が集まっているわけでありましたが、農協女性部、さらにはまた漁協女性部等々が各団体にもあるわけでありましたが、それぞれのご意見を大切にしながら、私は進めておるつもりであります。特に私も町長になりましてから、多くの女性をできるだけお願いをいたしたいということで進めてきておるわけでありましたが、まだ3割に満たないと、3割ちょっとであります。

そういうことを考えますと、これからもさらに、今、石澤議員のご意見を踏まえながら、多くの女性が行政に参画できる環境、社会というものをつくっていかねばならない、そのように思いますのでご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会、一般質問に当たりまして、通告しておりました2点について質問をいたします。

1点目は、人口減少対策として、産業、雇用、子育てについて伺います。

町政執行方針では、国の地方創生の推進、取り組みのもとで、厚岸町としても人口ビジョンと総合戦略を策定することを明らかにされました。その上で、一つとして町の基幹産業であります漁業、農業従業者の減少が続いておりますけれども、そういう中で新規就業を目指す方には、酪農では、新規就農誘致条例がありますが、漁業にはありません。商工業も含めて、新しい制度の創設を考えていくべきではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

その上で、二つ目として、子育て対策の一層の充実を求める声がたくさんあります。厚岸町が子育て対策が充実している町として安心して暮らすために。

一つは、乳幼児医療費のさらなる拡充。

二つ目は、保育料の減免、減額等の拡充をしていただきたい。

三つ目は、就学援助の拡充と父母負担軽減については、学校間格差をなくすることが当然であると考えますが、お願いをいたします。

二つ目は、在沖縄米海兵隊の矢臼別演習場における実弾砲撃訓練についてであります。

平成27年度の米海兵隊の矢臼別演習場における実弾砲撃訓練は、11月中旬から12月中旬と発表されておりますが、最近の訓練では、野火の発生、演習場外への着弾などがあり、演習場を行政区域内にある町としてどのように対応されるのか。

一つは、訓練期間中の監視体制は、どのようになっているか。

二つ目は、住民、報道関係者への訓練の公開を求めるべきではないかと考えますが、どのように考えているか。

三つ目は、事故等が発生した場合の報告体制はどのようになっているのか。原因などを明らかにし、住民、関係者に明らかになる仕組みがあるのか、お伺いをいたします。

四つ目は、最近、白リン弾が使用されておりますが、そもそも白リン弾とはどのようなものなのか。農業、漁業に影響はないか、お伺いをいたします。

これで、私の1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の人口減少対策として、産業、雇用、子育てについてのうち、初めに、町の基幹産業である漁業農業就業者の減少が続いている中で、新規に就業を目指す方には、酪農では新規就農者誘致条例があるが、漁業にはありません。商工業も含めて、新しい制度の創設を考えるべきではないかについてであります。酪農における新規就農者については、国等の支援制度を活用して農業協同組合が受け入れを行う場合に、町が厚岸町新規就農者誘致条例により支援を行っております。新規の就農者の受け入れのためには、酪農経営のノウハウの研修から農地や牛舎の取得、家族の生活の支援まで、農業協同組合の全面的なサポートが必要であり、その体制が整わなければ受け入れはできませんし、町はその一部を支援しているものであります。

その上で、漁業についてであります。新規に漁業に着業をする際には、基本的に、まず漁業協同組合の准組合員となり、1年間の経験を積んだ後に正組合員の資格を取得して漁業を営む流れになりますが、准組合員や正組合員になって3年未満の者には拾い昆布や刺し網等、限られた漁業権しか与えられず、昆布漁業等の主要な漁業権を取得するには、最低でも4年間の水揚げ実績が必要であるため、その間の生活費の確保等非常に厳しい問題があります。また、昆布の漁業権を取得できたとしても、刺し網等の権利を含めた漁業だけで漁業経営を営むことは経営的に大変厳しい状況があります。こうしたこともあり、漁業協同組合においては、新規の就農者を受け入れる体制の整備には至っていない状況にあります。

また、町においては、新規の就農希望者や漁業研修希望者への研修制度等の情報提供を行うこととしておりますが、ここ数年、新規就農の相談を受けた実績はなく、漁業協同組合においても、そうした問い合わせは受けていないとのことで、現時点では、町独自の制度を創設する考えはありません。しかしながら、漁業協同組合の組合員数は徐々に減少しており、水産業を一つの基幹産業としている当町において、漁業における新規就業者や後継者対策は将来に向けての懸案事項でありますので、引き続き漁業協同組合等関係機関と連携し、その対策について検討してまいりたいと考えております。

また、商工業については、国などの制度によって新に起業・創業を行おうとする者に対する融資や補助金などによる支援策がありますが、ここ数年においても、町には創業に向けた支援相談はなく、商工会に聞いても、そうした問い合わせがない状況であり、現時点では町独自の制度を創設する考えはありません。

しかし、現在、最終調整の段階に入っている中小企業振興計画案の中では、地域経済の活性化を図るためには、町内の経営資源を活用した創業を促進する必要があり、創業希望者、特に若年層にとっては創業にかかわる経済的、技術的負担が大きいことから、創業の取り組みに対する支援や相談体制を整備する必要があるとしております。このため、創業希望者などに対して書類作成の支援から事業計画へのアドバイス、資金調達の相談、支援制度の利活用の相談や助言、人材確保の支援など、幅広くサポートするコーディネート機関の設立を検討することとしております。

次に、子育て支援の一層の充実のうち、乳幼児医療費の拡充についてであります。乳幼児医療費の拡充につきましては、これまでもたびたびご質問をいただいております。昨年12月に開会された町議会第4回定例会においてもお答えさせていただいたことと同様となりますので、ご了承願いたいと存じます。

なお、ご質問は中学生までの厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度の拡大についてのこととして、お答えさせていただきます。

ご質問者ご承知のとおり、この制度は、北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業費の2分の1は北海道が負担しているものであります。子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるようにしてほしいとの思いは十分理解できますし、厚岸の未来を担う子供たちの健やかな成長は私が最も望むところでありますが、医療費の助成を拡大した部分については、道の補助制度の対象外となり、町の単独補助となることから、財源の検討が必要となります。新たに必要となる財源ですが、平成25年度の国民健康保険のデータをもとに推計した場合には、仮に現在の助成条件のまま中学生まで拡大した場合に必要な額が年間約1,300万円となり、中学生までの医療費の全額無料化を実施した場合には、年間約2,300万円が必要と試算されており、この分については全額町の負担となることから、現段階ではご要望にお応えすることはできませんが、今後において、国や道の医療制度の推移などを見きわめながら、厚岸町における子育て支援全体の中で他市町村で実施されている手法などを含め、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、保育料の減免、減額等の拡充についてであります。保育料の減額は、同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所に入所している場合に、1人については通常の保育料、もう1人については保育料の2分の1、さらに3人目については保育料の10分の9とする取り扱いとなっております。また、保育料の助成では、第3子保育料助成事業として、保育所・幼稚園保育料助成実施規則に規定する第3子以降の子の保育料の10分の2の助成を行っております。

保育所事業は、財源となっていた国庫負担金及び道負担金が平成16年度に税源移譲に伴い一般財源化となり、保育料等を収入として実施しているところとなっております。今後の保育所事業では、対象世帯の生活形態に合わせて保育時間の延長や一時保育などの事業も必要であり、一定の負担をいただきながら施策を進める必要があると考えておりますが、保育所に通う子供を持つ世帯における負担は、決して軽いものではないと考えております。このため、現在実施している保育料助成事業について、対象としている第3子以降に第2子を加え、拡大した形で支援を進めたいと考えているところでございます。

また、資料要求がありました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業名及び事業内容については、現在、国との事前相談中であり、場合によっては事業内容の変更も考えられるため、不確実な内容での資料提出については差し控えさせていただきますので、ご理解願います。

なお、次の就学援助の拡充と父母負担軽減に関するご質問については、私からの2点目の答弁の後に、教育長からお答えをいたします。

続いて、2点目の在沖縄米海兵隊の矢臼別演習場における実弾射撃訓練についてのうち、初めに、訓練期間中の監視体制はどのようになるのかについてであります。厚岸町では、平成9年に米海兵隊の実弾射撃訓練が矢臼別演習場で実施されるようになって以来、訓練が行われる都度、庁内連絡会議を設置し、対策の協議や関係機関との連絡調

整、情報収集を図れる態勢をとってきておりますし、訓練実施当初から平成14年度までは、定時パトロールによる演習場周辺の巡回調査を行った経過もあります。また、これまでも訓練中においては、その都度演習場周辺の自治会長に対し、酪農への影響に関する連絡体制をとってきております。

一方、昨年、北海道防衛局は、これまでの陸上自衛隊ヘリコプターによる安全確保のための偵察に加え、一昨年のも場外着弾事故を受けて、職員及び自衛隊の支援部隊を強化して訓練監視を行ったとのことであり、ことしもこの体制は維持されるものと考えております。

次に、住民、報道関係者への訓練の公開を求めるべきではないかについてであります。確かに昨年は、射撃訓練の安全性と効率性を妨げない範囲で行いたいとの米海兵隊の意向により、参加者を議会議員を含む自治体関係者に限定した中で、少人数による訓練見学会が行われました。実は昨年も、当初の段階では、米軍側から訓練見学会の参加対象に議会議員を含めないとの意向が北海道防衛局を通じて示されたため、矢臼別演習場関係機関連絡会議幹事会から北海道防衛局に対し、一般住民を対象にしない上、住民の代表である議会議員まで対象にしないと、住民への説明がつかないことを4町の意向として伝えた経過があり、その後、米軍側に対する北海道防衛局からの強い要請もあって、対象に議会議員が含まれたということでありました。

このようなことから、ことしの訓練が行われる際においても、少なくとも昨年同様に、訓練公開とブリーフィングを実施するよう矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じて要請してまいりたいと考えております。

次に、事故等が発生した場合の報告体制はどのようになっているのか、原因などを明らかにし、住民関係者に明らかになる仕組みがあるのかについてであります。昨年、北海道防衛局は、一昨年のも場外着弾事故の際の北海道及び関係4町への報告が遅延したことを踏まえ、また、その報告体制の強化について、矢臼別演習場関係機関連絡会議からの強い要請を受けて、現地対策本部に地元自治体との連絡調整を専従して行う職員を新たに配置するとともに、平時を含めた連絡を、これまでのファクス送信に加え、関係4町の担当者へのメール配信で行うこととするなど、連絡体制の整備、強化を図ったところであります。

また、本町における住民関係者への報告体制としては、平成22年の訓練での数度にわたる野火の発生や、一昨年の訓練での場外着弾事故、演習場外の牧草地侵入事案についても、その都度、速やかに町民の代表である議員の皆さんに対し町議会において行政報告を行ってきたところであり、そのことが住民の皆さんに事故の原因や経過を明らかにする仕組みであると考えておりましたが、さらに必要に応じ、事故の原因や経過を明らかにするための仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、白リン弾が使用されているが、そもそもどのようなものか。農業、漁業等の影響はないのかについてであります。平成19年と平成20年の訓練時において使用したとされる白リン弾は、平成21年の国会における白リン弾の使用禁止に関する質問趣意書に対する当時の内閣総理大臣の答弁書の内容を見ますと、一般論としては、白リン、または黄リンは空気に触れることにより、空気と反応し、一般に乾燥剤として使用されている五酸化ニリン、さらには毒性の弱いリン酸へとごく短時間に変化するものであるとし

ており、自衛隊が保有する黄リンを含有する発煙弾によって人体への影響があったとの報告は確認されていないこととしております。また、平成19年の北海道防衛局からの説明によりますと、発煙弾として使用している白リン弾は、人体や土壌等環境への影響はないとのこととあります。このため、農業、漁業への影響はないものとお答えをさせていただきます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、子育て対策の一層の充実をのうち、就学援助の拡充と父母負担軽減については、拡充し学校間格差をなくすることについて、お答えいたします。

厚岸町では、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助制度を実施しています。対象者は、生活保護に規定する要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者であります。

就学援助の費目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、医療費及び学校給食費の8項目で、学年や行事実施の有無に基づき支給しております。

就学援助の拡充については、町単独事業である準要保護についてのお尋ねと存じますが、厚岸町においては、学用品費を除き、国の要保護児童生徒援助費補助単価の基準により支給しており、支給対象者の認定基準は、生活保護基準の1.2倍としております。学用品費については、国の基準を下回っていますが、現在の厳しい財政状況において、さらなる拡充は難しいことをご理解願います。

次に、父母負担軽減の拡充については、拡充し学校間格差をなくすることについてですが、平成26年度から、父母負担軽減施策について、学校配当予算に小学生1人当たり100円増の3,100円、中学生1人当たり200円増の6,200円を見込むとともに、従前からの施策として、小学校入学時に5,000円相当の鍵盤ハーモニカを、中学校入学時に2,000円相当のリコーダーを贈呈し、教育費の父母負担軽減を図っているところです。

学校間格差については、学校の年間計画に基づき、授業で使用する教材の種類に違いがあることや、重点的な教科学習のため、学校により父母負担を仰ぐこともあり、結果的に学校間格差が生じる場合もあります。

これについては、毎年度の学校経営計画策定時において、教材・教具の選定にあたり、その必要性及び内容について十分検討の上、安易に父母負担に依存しないよう努めることや、やむを得ず保護者からご負担をいただく場合であっても、少ない経費で最大の効果を上げることについて、校長会を通じて指示しておりますので、ご理解願います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 人口減少対策ですが、厚岸町の基幹産業は、農業、漁業だと思うんですね。

それがしっかり支えられているのか、なりわいとして成り立っているのか、そういうことが非常に大事なところだというふうに考えます。

そこで、今、残念ながら、農業においても、漁業においても、離業しなければならないというか、結果的に仕事をやめざるを得なくなる、そういう人たちが多く出て、これが過疎化に一層拍車をかけていると。それを何とかしようというのが、今、国を挙げて地方創生だというようなことを言っているんだと思うんですよね。そして、その中でどういうことをやって、地方をきちんと守っていったのかどうか、そういうことをさらに見きわめて、次においては、国はまた新しいことを考えてくるのではないのかなということだと思うんですよ。

そういう中で、厚岸町が今、町長、盛んに今まで何回もおっしゃっておりますけれども、ことしの国勢調査では、残念ながら1万人を割り切ってしまうだろうという、そういう予想を立てていますよね。そうすると、今までこういう1万人以上の町というのは、非常に過疎化があちこちで進んでいる中でも、しっかり町を守ってきた町として評価されていたと思うんですよ。それをどうやって食いとめていくのかというのが非常に大事になってくるのではないのかなというふうに私は思うんですよね。

そういう中で、新規就農、先ほど後継者の問題も、話が出ておりましたけれども、やっぱり農業も、漁業も、商工業においても、今非常に、はっきり言って人材が不足をしてくているのではないのかなというふうに私は思うんですよね。それでなければ、厚岸町の基幹産業を今後きちんと守っていくということができない、そういうことに対してまだまだ危機感が、私は、町も含めて薄いのではないのかなと。やっぱりこういう状況なんだから、対策を立てようじゃないかというようなところ、もう着手されていいんではないかと思うんですが、そのあたり町長は、どうやって考えておられますか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

お話ありましたとおり、何といたしまして、厚岸町は、1次産業の振興発展なくして厚岸の経済の活性化はございません。それと同時に、今問題になっております少子化の問題についても、1次産業をしっかりと守らなければ、それを食いとめることはできない、そのように考えている私であります。

そういう中で、ご承知のとおり、昭和35年をピークにして人口が減少して今日を迎えておるわけでありまして、具体的に申し上げます。その産業別就業者数を見ますと、昭和35年当時は、1次産業従事者は50.61%でした。ところが、現在は、これは5年前の国勢調査の平成22年の資料であります、31.17%。反対に第3次産業が多くなってきました、47.36%。すなわち、昭和35年以来、逆転してしまいました。ですから、基幹産業である1次産業が大幅に減ったと。それが厚岸町の人口減少はもちろんのこと、経済も衰退しつつあるということは間違いがないという数字でなかろうかと、そのように考えておるわけでごいまして、そういう意味においては、今ご質問者がお話いたしますとおり、やはり1次産業をしっかりと守り、振興していかなければならない、これは町政の重要な課題であると認識をいたしておるところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 町長のそういう決意は分るんですよ。

それで、結果的に、今、1回目の答弁にもありましたけれども、農業の場合はある程度道筋というか、そういう方向が出てきていますから、ただ、そのほかにも私に言わせれば、農家の2男、3男も、就農したいという場合どうするんだということも、昔はよく分家なんていう言葉もあったけれども、そういうことも含めてやんなきゃならないのではないのかなと思いますけれど、やはり漁業も、聞くところによると、ある集落では、ずらっと後継者がいないんですよというような、もう状況になっているわけですよ。そうすると、やっぱり厚岸の町がどっかで、一部は残るかもしれないけれども、それだけでは厚岸町としては成り立たなくなる可能性もあるわけですから、やっぱり漁協や、あるいは関係団体等含めて、漁業をどうやって後継者、あるいは準後継者みたいのを育て上げていくのかという計画を早い段階でつくらないと、このままいってしまえば、要望がないだとか、そういうだって聞かされても未来がますます見えなくなってしまうと。やはり町長の指導力というか、そういうものを発揮されて、そういうことに着手するようなことを進めていただきたいなというふうに私は考えるんですけども、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁業の関係でございますけれども、新規に漁業に就業していただくという状況につきましては、漁業権の問題がやっぱり大きな問題としてございます。漁協のほうも、昨年、これは内規ということですがけれども、准組合員になって、正組合員になるまでの期間は3年間ということを進めておりました。それを昨年、1年間にして、正組合員になるには1年間の期間でというような形で、それを短縮すると。ただ、正組合員になってから3年間実績が上がっていかなければ、漁業権の取得ができないと。その漁業権も、昆布の漁業権というのは受けることができますと思いますけれども、そのほかの漁業、カキ、ホタテ、ホッキ、いろんな漁業がありますけれども、そういう漁業の漁業権を取得するという事はなかなか枠の問題があって難しい状況で。そうすると、その組み合わせの中で経営をしていくんですけども、それが難しいというような状況があって、組合のほうともいろいろ協議をしておりますけれども、なかなか進んでいかないというようなことがある。ただ、組合のほうもそういった意向を持って期間を短縮というようなことも進めてきております。それで、そういったプランも立ててきておりますので、一緒にそういったことを考えていきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あと、時間、何分ですか。（「21分です」の声あり）

こればかりやっていたら終わってしまいますので、今度、子育てのほうに入りたいんですが、いつも言っていることなんで、答弁は一緒だよというふうに言われてしまうと非常に残念なんですけど、やはりここに来て、子育て問題というのが非常に重視されていると思うんですよね。

私、議員になったころは、保育所の問題、一生懸命取り上げたら、当時の町長さんに子供は家庭で育てるもんだというようなことをこんこんと言われた経緯があるんですよね。そして、先ほどの石澤議員とのやりとりを聞いていると、男女共同参画だとか、そういうことなんかもう20年も30年もたっているんですよと、いまだまだそんなこと言っているのかって。なんないことに非常に不満を持たれておりましたけれど、きちっとなっていないことにね。

ただ、そういう中で、非常に子育てに対するまだまだ不安があると思うんですよね。それをどうやって行政の側、あるいは地域全体でカバーしていく、そういう取り組みを行って、厚岸町が非常に子育てがしやすい町だというふうにしていかなければならないと私は考えるんですが、そういう中で、子供の医療費だとか、保育料、こういうものについては、今、皆さんがいい職場で安定した収入がある、そういう状況に皆さんがあるんであれば、非常にいいと思うんですよね。

ところが、残念ながら、厚岸町においても、町役場においても、全てが正職員ではないわけですよね。そうすると、当然、町の中の企業等で働いている多くの人たちは、非正規で働かざるを得ない人がたくさんいると。というのも、仕事の時間だとか、そういうものにさまざまな制約を受ける。そういうときに、医療費の問題だとか、それから保育園の問題がずっしりと重くのしかかってくると。働けば働くだけ、またそちらに負担が大きくなるというのでは、私は困るというふうに思うんですよ。

ですから、乳幼児医療費1,300万円が新たに必要になるというように言われておりますし、全額無料にすれば2,300万円なんだというふうに言われております。私は、段階的にだっていけないのではないのかなと、一遍にやらなくても。子供っていうのは、大きくなるに従って病院にかかる回数だとかそういうものも減ってくるというふうに言われていますよ。そうすれば、今までの説明のように、ただ1,300万円だとか、2,300万円を振り回していたんでは、いつまでたっても、これは改善の方向には行かないと思うんですよ。

厚岸町は、こういうことをやるんだということをやっぱり示すんだ。そのためには、例えば小学校3年生までだとか。私は一足飛びに18歳までなんて言いません。ほかの町、やっている町たくさんあるんですよ。厚岸町だって、やってできないことはないと思うんですよ。ですけれども、ほかのいろんな行政要求だとか、需要がありますから、その辺も配慮しながら乳幼児医療費等についても検討をしていただきたいなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

それと、保育料についてなんですけど、厚岸町では2人同時に入所している場合は、第2子は半額にするというような制度をつくっていると思うんですよね。ところが、第2子のほうを半額にするというふうになっているんですけど、いわゆる未満児保育というか、小さい子供がいれば、そちらの保育料が高くなるんで、そちらは当たり前今後2人いる場合、それは小さい子供の保育料は半額ではなくて上の子供が半額になるとい

うような仕組みになっていると思うんですよね、たしか。そういうのも、やっぱり1子、2子を逆転しなくてもいいのではないのかなど。

それから、例えば第3子になったら、もう無料にしますよと。今どき子供3人もつくって来てありがたいというようなことをやれるくらいの度量があってもいいのではないのかなというふうに考えますけれど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、子育て支援につきまして、私からお答えをさせていただきます。

質問者もご承知のことと思いますが、若狭町政の重要な課題として、いろいろな子育て対策があります。ありますが、財政厳しい折である中で、厚岸町単独の事業をまず進めようということで、四つの単独事業をさせていただいております。その一つに、保育料の助成があるわけでありまして。先ほど、第1回目の答弁でいたしましたけれども、第3子でなく、第2子まで、それを拡大します。そういうことにご理解いただきたいと思っております。

それから、乳幼児医療の無料化の関係ですが、これはもう全道の市町村の大きな財政負担、課題ということになっておるわけでございまして、私は、本来は国の制度としてやるべきであるという考えを持っておるわけでありまして。そういう動きの中で、実は間もなく行きますが、これは北海道町村会の役員の方々も行きます。国に要請いたします。3月19日に行く予定に相なっておるわけでありまして、町村単独の事業、すなわち乳幼児等医療費助成等の国による全国統一化を財政措置の実現として、ちょっと読まさせていただきますが、町村が単独で実施する乳幼児等医療費助成や一般不妊治療費助成等については、全ての国民が等しく支援を受けられるよう国による全国統一的な制度を創設した上で適切な財政措置を行うことと、このように要請をいたす予定になっておるわけでございまして、確かに厚岸独自の医療無料化についても理解できます。しかしながら、財政的な関係もありまして、第1回の答弁のとおりでありますので、さらにこのことについては、強く国にも要請してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ぜひ、国の制度としてできれば、私は何も言うことないですよ。ですけど、やはり地方がやって、結果的には国の制度として実現していることがたくさん今でもあるんですよね。白内障の治療費なんていうのは、地方自治体が進めて、それが今では保険の適用になるような、そういうふうになんて今なっているわけですから、やはり地方というのは逆に国を動かす、そういう力もあるんだというふうに考えていただきたいなというふうに思います。

それで、次なんですけど、就学援助の問題なんですよね。就学援助も、私は今この教育長の答弁にあったように、今もう逆に生活保護より、下手すれば下回るような状況に今

来ている家庭もたくさんあるわけですから、私は、1.3倍ぐらいまでに引き上げるべきではないのかなというふうに思いますし、それから、学用品費等の父母負担の問題については、大体父母負担なくするのが当たり前ではないのかなと。義務教育は、無償でなければならないと決まっているわけですよ。有償があってはならないわけですよ。それを依然として安易にやるということに対して、私は非常に変ではないのかなと考えるんですが、これはまだこのまま続けるんですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご質問者のご意見、全く現在の生活保護の基準を下回っても生活保護を受けずに生活されている方もいるという話は理解できますが、厚岸町においては、生活保護基準の1.2倍。これにつきましては、釧路管内を見ましても、まず1町村1.3倍というところがありますけれども、総じて1.2倍の中で進めさせていただいている中で、厚岸町においても1.2倍という中で今後も進めさせていただきたいというふうに考えているところです。ただし、平成25年の生活保護の基準の改定に当たっては、厚岸町においては、その後の保護基準前の水準で準要保護の認定を行っておりますので、その部分については、新基準でやっている町村もある中で、まだその部分は食いとどまっているというような努力も行っておるところでございますので、そういう部分についてはご理解いただければというふうに思っております。

あと、父母負担軽減の原則というか、教育費無償の原則という部分もございまして、確かに法的な法の趣旨というのは理解できるところもございまして、あくまでも、物が個人に帰属するようなものについては、どうしてもご負担をいただかなければならないことも出てくる中で、年度の初めに保護者からの徴収金をいただいた中で行っていくと。

学校間格差の部分については、過去の質問の中でもご指摘をたびたびいただいておりますが、私どもも事あるごとに学校のほうに校長会、教頭会通じて、父母負担の軽減の平準化を図っていただきたいというふうなお願いはしてきております中で、毎年調査もさせていただいておりますけれども、25年と26年度の、今回も比較をさせていただいた中では、入学時の金額というのはどうしても張ってしまいますけれども、総じて平均額としては各学校とも金額的には下がってきているという中で、今後も学校に理解をいただきながら、極力圧縮をして、圧縮をした中でなおかつ効果的な授業ができるように働きかけてまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 最後に、矢臼別の問題を伺いたいんですが、矢臼別の演習場の問題でいえば、相当、もう10回以上やっていると思うんですね。それで、14回やって、今度、ことしやれば15回目ということだと思うんですが、一昨年ですよね、場外着弾、あるいはトライベツゲートからトレーラーが外に出ると。そういう事故があったり、それから、山火

事が何回も起きると。

それで、今、九州の日出生台で訓練が行われているんですけど、もう最初から8時以降に、協定では夜の8時にはやめるというふうになっているのに、8時以降に何発も撃つと、砲弾をね。そういうことが行われているというようなことが、地域の分合同新聞というところで報道しているんですよ。そして、地域の町長だとか、大分県の副知事が現地の対策本部長に申し入れをしているというような記事があるんですけど、だんだんそういうことが当たり前になってしまうような事態では、私は困ると思うんですよ。もう事故が起こって当たり前と、訓練なんだから事故が起きるのは当たり前なんだというようなことでは、私は困ると思うんですよ。

そういうあたりを関係庁、関係自治体がきちんと正していくと。そのためには、先ほどのようにそういう申し入れをすると同時に、地域住民にもきちっと訓練の公開だとか、そういうものも含めて行ってほしいし、あるいは砲弾が、白リン弾については、先ほどの町長の答弁では、害はないんじゃないかというふうに言っておりますけれども、本当はないのかどうなのかは実際触ってもいないわけですから、写真なんか、インターネットなんか見れば、載っているのを見ると、ひどいやけどしたのが、たくさん載っているんですけども、そういうものも含めてきちんと検証していくと、正していくということが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 演習に当たりまして、まず重要なことは、地域住民の信頼であります。信頼なくして演習はできません。そういう意味においては、安全確保は最も大事なことであり、同時に、情報の提供等も含めて、これから強く国に要請してまいりたい、そのように考えていますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従いまして、一般質問を行います。

質問事項といたしましては、人口減少に歯どめをかけ、住みよい町をつくるための施策について、お聞きいたします。

その一つの重要な施策として今回お聞きする部分は、子育て支援についてであります。

アとして、子供の医療費について、無償化や補助の拡大を求める声も聞かれるが、それについて町はどう考えているか。

イとしては、保育料の支援、または無償化の要望に対して、町はどう考えるか。

3番目、ウとして、町内に産院がないことによる不安の解消のために、町はどのような施策を講じているか。

それから、(2)といたしまして、出生数、出生率の増加を図るために、町はどのよう

な施策を進めるか。

これらについて、お答えをいただきたいわけであります。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 休憩します。再開は、15時20分といたします。

午後2時47分休憩

午後3時20分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

12番、室崎議員に対する答弁から始めます。

町長。

●町長（若狭町長） 12番、室崎議員のご質問に答えをいたします。

人口減少に歯どめをかけ、住みよい町をつくるための施策についての子育て支援についてのうち、初めに、子供の医療費について、無償化や補助の拡大を求める声も聞かれるが、町はどう考えるかについてであります。ご質問は、中学生までの厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度の拡大についてのこととし、お答えさせていただきます。

厚岸町の未来を担う子供たちが健やかに成長することは、私が最も望むところであり、少子化が進む中、子供を産み育てやすい環境づくりを進めていくことは重要なテーマであると考えておりますし、子供の医療費の無償化や助成の拡大は子育て世帯の方々の経済的負担の緩和と、その子供たちの健やかな育成を図るための大切な施策の一つとして認識しております。

しかしながら、ご質問者ご承知のとおり、この制度は、北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業費の2分の1は北海道が負担しているものであります。医療費助成を拡大した場合には、その拡大部分が道の補助制度の対象外となり、町の単独補助となることから、財源の検討が必要となります。

新たに必要となる財源ですが、平成25年度の国民健康保険のデータをもとに推計した場合には、仮に現在の助成条件のまま中学生まで拡大した場合に必要な額が、年間約1,300万円となり、中学生までの医療費の全額無料化を実施した場合は、年間約2,300万円が必要と試算されており、この分については全額町の負担となることから、現段階では医療費助成の拡大をすることはできません。

乳幼児等医療費助成制度については、各自治体がそれぞれの考えに基づき制度を運営しているため、内容に差異が生じていますが、本町としては、今後においても国や道の医療制度の推移を見きわめながら、他市町村で実施されている手法などを含め、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、保育料の支援、または無償化の要望に対する町の考えについてであります。保育料については、保健事業や保育所事業などの場面で、保護者から保育料負担に対す

るお話があるところですが、町では現在、所得に応じて保育料を負担していただいている状況となっております。また、保育料の助成では、第3子保育料助成事業として、保育所・幼稚園保育料助成実施規則に規定する第3子以降の子の保育料の10分の2の助成を行っており、この拡大についてもご意見いただいております。

保育所事業は、財源となっていた国庫負担金及び道負担金が、平成16年度に税源移譲に伴い一般財源化となり、保育料等を収入として実施しているところとなっております。

今後の保育所事業では、対象世帯の生活形態に合わせた保育時間の延長や一時保育などの事業の拡充が必要であり、保育料については一定の負担をいただくことが必要と考えております。保育所に通う子どもを持つ世帯における負担は決して軽いものではないと考えておりますので、現在実施している保育料助成について、対象としている第3子以降に第2子を加え、拡大した形で支援を進めたいと考えているところでございます。

次に、町内に産院がないことによる不安の解消のため、町はどのような施策を講じているのかについてであります。現在、実施している妊婦への対応は、保健福祉課窓口で妊娠届けの提出をいただき、母子健康手帳を交付する際に、産科やクリニックなどを受診する医療機関や妊婦の家族及び支援者などの確認を行っております。また、保健師の定期的な連絡による妊婦の状況確認や健康相談、妊婦に対する健康教育事業である「プレママ広場」の実施など、出産に向けた支援を行っております。また、釧路公立大学の学生が開発をした陣痛間隔判定を行うスマートフォンのアプリケーションソフトが話題となったこともあり、現在はこの利用についても個別に情報提供をしているところであります。

しかし、町内には産科などの医療機関はないため、ほとんどの妊婦が釧路市内の医療機関において出産している状況にあり、これらの事業における相談の中で、特に夫が仕事により長期不在となる場合や転入により近隣に知り合いがない場合など、妊娠中や出産時における不安が聞かれますが、相談対応の中で不安の解消に努めているところであります。

次に、出生数、出生率の増加を図るために、どのような施策を進めるのかについてあります。町の施策においては、単独事業として町内に産科などの医療機関がない中で、出産までの妊婦健診をしっかりと受けていただくために、釧路市内までの妊婦健診交通費相当の助成、第3子以降の出産祝い金の支給、第3子以降の保育所・幼稚園保育料の助成や子育てお助けブックの配付を行っております。

なお、北海道においては、不妊専門相談センターによる相談、不妊治療費の助成を行っております。

これらの事業が、直ちに出生率の増加につながるものではありませんが、今後も子供を産み育てやすい環境の整備に努めてまいります。また、人口減少に歯どめをかけるためには、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができる社会経済環境を実現することが必要であり、さまざまな分野にわたる総合的な取り組みを長期的、継続的に実施していくことが重要であります。

このため、客観的な分析による本町の課題を把握し、町民を初め、幅広く関係者の意見が反映されるような策定体制のもとで厚岸町版総合戦略の策定に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 論点が、前の質問者の方と大分重なっているような形になっておりますので、同じことを聞いて同じ答えをいただくというような愚を繰り返さないように十分気を付けますから、よろしく願いいたします。

それで、まず子供の医療費の問題ですが、こういう要望があります。議題でもこういうことが何回か出た記憶があります。そうすると、必ず今のような答えが返ってくる。いや、確かに医療費を助成して保護者の負担を軽減する、それは非常によく分るし、できることならやりたいんだけど、なんせ財源がなくてできないんです、それで終わりですよね。こういうやりとりを何遍繰り返しても問題の本質には至らない。

それで、ちょっと角度を変えてお聞きいたします。

中学生まで全部無償にすると、要するに大体は国保に入っているでしょうから、その2割か3割でしたかね、の医療費を助成するわけですね。大体そういう計算でいくんでないかと。そうすると、三千何百万円ぐらいに膨らんでしまうと、そういうことですね。という話なんです、総医療費が今のままだったらそうなりますね。助成を行ってね。総医療費が増加したら、持ち出しはもっと大きくなりますよね。逆に、総医療費が縮んだら、持ち出しは少なくなりますよね。うんと縮んだら、この助成した分におつりが来るかもしれないですね。そういうことあるかどうかかわからんが。

それで、この無償化のメリット、デメリットというのを、識者と称する人たちがいろんなところで発言していますし、本も出しているし、ネット上にも書かれているし、いろんな会議の発言なんていう記録もあります。それをずっと見てみますと、大体簡単に言ってしまうと、メリット派とデメリット派に分かれるわけです。メリットのほうは、保護者の負担軽減である、早期受診が図られる、重症化が防止できる、こういうふうに言っています。それから、デメリットを言う人もいます。安易な受診がふえる、都会の話でしょうが、小児科のお医者さんなんか名前入りで、小児科医療の崩壊なんて恐ろしいこと書いていました。いわゆるモラルハザードと言うんですね。倫理崩壊というふうにも訳しているようですが、そこに書かれているのは、全国レベルの話ですから、それがそのまま厚岸町に引き写せるわけではないと思う。こうなったらこうなるよというのが、いろんな予測が出ている。このあたり厚岸町としてはどう考えているのか。

私は、きょうの質問では、こういう要望に対して厚岸町はどう考えるのかって聞いているんですよ。そのときには、やっぱりこういうようなことを考えて言っていたかないと、次の議論入れないんですよ。いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えします。

今、議員言われたとおり、私どももいろいろ調べまして、そのようなメリット、デメ

リットということで押さえてはおります。それで厚岸町、もしやった場合どうなるか。あくまでも予測ですけれども、恐らく医療費は無料化ということになりますと、ふえるであろうというふうには予測しております。それが無駄な医療なのか、それが必要なものなのか、そこまではまだ実際にやってもいけませんので検証できない状態ですけれども、恐らくふえるのではないか、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 もちろん根拠なき推測ではないと思うんです。今ここで、その話までは踏み込めないんですが、別な機会がいいですから、どういう根拠で、どういう計算をした結果ふえるといえるのか。それはまた別な機会に出していただけたらと思います。

それで、どの程度ふえるというふうに考えていますか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 実際に推計している段階ではございませんので、ちょっとまだどれぐらいふえるかという数字については、押さえてございません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 実際に、非常に大きく助成を行っている町というのはあるんですよね、あちこち。そういうところではどういう実態になっているのか。いい面も、それから困った面も、あるのであれば含めて、まずそういう実態をきちんと調査することではないかと。そして厚岸町でだと、現在の受診状況だけを考えるとこの程度になるという数字は出していたけども、それにプラスアルファがつくと、実際にはこのぐらいのお金は必要になるんですというところまで出さなければ、予測ではないと思うんです。これお願いしたい。

その上で、申し上げるんですがね、町長は何遍もおっしゃった。現在の厳しい財政状況の中では、多くの住民要望に対して、どれもこれもという総花的な予算づけというのはできないんだと。したがって、必要度の高いものからやっていくより方法はないんだ。これはもう全く私も同感です。これは、財政状況がうんと厳しいときだけの話ではなくて、常になんですよね、行政というところは。だって、全ての行政要望を全部予算つけるだけの潤沢なお金を持ったことは厚岸町が生まれてこの方、一度もないわけですから。

そうしますと、この言葉ひっくり返していうと、金がないわけではない。一銭もないということではないんだ。ただ、この問題にお金を入れるのではなくて、ほかのこれにやるほうが先なもんだから、その順番が1番ではないので勘弁してくれということを行わなければ、説得したことになるということなんですよ。

それで、子供の医療費という問題は、一段上げて言えば、結局、乳幼児、児童、生徒の健康増進、それを町全体の中でいろんな施策を打ちながらどう図っていくかという問題に入っていくと思うんですよ。そのような考えになるのではないかなと思うんですが、

いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） まず、さき実際にやっている町村での医療費の変遷、実態、まずそれを調べていきたいと思います。

それから、全体の中でという話しですけども、まず子供の健康増進、医療費だけではないと思います。それで、町民課だけの事業でなく、ほかの課にまたがる事業等もありますので、それら全て含めてどういう組み合わせをすれば一番効率がよいのか、そのあたりも研究をしてまいりたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 一つの施策を打つというのはそういうことですよ。それで、ただ私が言っていることは余り短絡的には捉えないでください。私は、無償化が必要ないなんて言っているわけじゃないんですから。そういう中で保護者の負担軽減というのも、これも大きな要素ですから。

ただ、その話をしたとき、その分野だけで話ししてはだめだろうというふうにするんです。それでちょっと二、三その周辺にある話も、厚岸町はどの程度進めているのかということをお聞きしますね。

乳幼児、あるいは子供さんを育てている親御さんの大きな大変なことの一つに子供の病気があります。そして、意地の悪いもんで、日曜日だとか、夜中に急に熱を出したりすることがよくありますよね。そういうときに、昔はって、よく言われるんですけどね、何世代も一緒に住んでいた時代には身の回りに相談に乗る人がいたんです。今、核家族化がどんどん進んでいます。地域の紐帯というのも非常に希薄になっています。そうすると、若い夫婦がということでしょう、小さな子供がいる場合にはね、そういうところが全部抱え込むわけですね。と、さあどうしようというような問題が出てくる。

それで、小児救急医療電話相談なんていうものが各都道府県にありますね。＃8000というふうになっていますが、これ北海道にもあるんですよ。ただ、24時間やっているところ、北海道のように夜の7時から11時までだったかな、というようなところ、それはいろいろあるようですけど。こういうようなものは、やはり小さなお子さんを抱えているようなところでは、みんな知ってなきゃだめですよ。こういうことについての周知徹底、していますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 通常の保健事業の中では相談業務は行っておりますけれども、この救急相談という形では、現在行っていないというふうに認識しております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

- 室崎委議員 答弁者、私の言っていること、理解していないんじゃないかと思われま。これ町で相談に乗れなんて言っているんじゃないんですから。道でやっているんですよ。そういうものがあって、私、かけたわけないから、かければずっと話し中なのかもしれないし、すぐぱっと乗るのかわからないけれども、専門家がいて、電話でもって受けるという体制は全国各都道府県単位でやっているんですよ。そういうものがあるんだよということを、やっぱり知っていると、知っていないで違うでしょう。そんな話です。

それから、うちの子供が熱出した。夜中に町立病院へ走んなきゃなんない。だけど、こんなことで来なくてもっていうようなものでぼんぼん来られたら、当直のお医者さんだつてたまつたもんじゃない。そうすると、その間に立って、それはすぐ連れてきなさい、それはそのまんま、例えば水枕で寝かしておいて、朝まで待っても何も心配ありませんよという、そういうようなことは、お医者さんでなくても、看護師さんとか、保健師さんクラスになるとできるはずなんですね。そういう体制というのは、これはあれですか、夜中に町立へぼんと電話かければ、必ずそういう対応しますよということなんでしょう。いきなりぼーんと、来る前にこうしてくださいということなんでしょう。そういうものを、少なくともそういうことを必要とする町民には、周知徹底しているんでしょうか、そのあたりいかがでしょう。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 3 時44分休憩

午後 3 時45分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 時間いただいて申しわけございません。

今、確認をしてまいりましたけども、保健福祉課のほうでは積極的に周知という形ではとっておりませんで、個別の相談があったときに、こういう制度がありますというようなお話はさせていただいています。

あと、保健福祉課の中には、ポスターを張っていますけども、現在はそういう積極的な周知は、活動はしていないというような状況でございます。

- 議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

- 町立病院事務長（土肥事務長） 町立病院では、直接の相談業務という案内はしておりませんけれども、そういった小児の救急患者さんが出た場合、ご家族の方のどうしたらいいだろうかという電話を受けて、それで相談に応じるということは、今までも幾らでもあったということでもあります。

- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 救急車をタクシーがわりに使うという話がありますよね。それで、それをやられると、本来必要な人のところに救急車が行くひまがなくなっちゃうということで、やめてくださいという話をよくします。そうすると、本当に救急車必要だった人が遠慮しちゃうという現象が出てしまったりします。厚かましい人は、そんなのに全然関係なく使ってしまうという問題が出てきます。

それとは多少次元は違いますけれども、今、町立病院事務長おっしゃったように、電話をかける人いるわけです、当然。そのほうが町立としては助かるんですよ。ところが、夜中にそんなことしたら悪いんでないかと思って、遠慮して遠慮して、本当にぐったりしてから慌ててという例も聞いています。だから、やっぱりどこかに窓口があって、夜中に急に発熱なんかしたり、引きつけを起こしたりとかいろいろありますよね。そういうときに、ぱっと電話してくださいと。そして、すぐ、それは病院行きなさいとか、振り分け程度のことにはしますよというようなものがあると、小さなお子さんをお持ちの親御さんは非常に安心ができますよ。

今、私、医療費の助成から入ったんだけど、金銭だけが助成ではないですよ。そういう子育てをするときに、町がいろんな形で支えてくれているんだという意識を持つ町、それが非常に大事ですよ。もちろん金銭負担を軽減するということは大いに大事なんです。けど、それ以外のところでも、お金でないところでもこういうことをやっているんですというものを見せていただきたいと、そういうふうに思うんです。

それから、これはお医者さんがよくおっしゃるんですけども、特に小さなお子さんを、小さなお子さんの問題だけじゃないんだけど、基礎的な健康知識を持ってほしい。要するに、こんなときは危ない、こんなときはそう騒がなくてもいい、そういうものがみんなが一定水準以上のものを持ってくれると、まあ言葉を悪くいうと、無駄な受診をしなくても済むんだということはよくおっしゃいますよね。

そういうような取り組みというのは、当然、今の町長の答弁の中にも幾つか出てきているのですが、進めていると思うんです。それがどの程度の効果を上げてきているのか。こういうことをやって、ほとんどの人たちがこういうレベルにはなっていますというようなものについて、検証しているかどうか。これについてお答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） ちょっと一つ、確認が遅れまして、今確認とれました。町立病院のホームページに、北海道小児救急電話相談のご案内ということで、そこをクリックしますと、北海道の案内のコーナーをのぞけるというシステムはやってございます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） ご質問あった、どの程度そういう把握をしているか、進んでいる部分で把握をしているかというご質問ですけども、残念ながら、現在のところ

把握はできておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 救急時、避難時というのは、人は非常に慌てます。よほどがっちり情報が体にしみ込んでいないと、思い浮かべることができません。今、町立病院ではホームページにそういうものが書いていると言いましたけれども、非常におしとやかな広報では、いざというときには役に立ちません。耳元でどなりつけるような勢いでみんなに知らせていただきたいと思います。

それから、いろいろなことをなさっているということは、町長の答弁の中にありましたが、それがきちんと効果を上げていなければ、しょせん紙の上のリストだけでございますという話になってしまうわけですから、それがどれだけの効果を上げているのかということを常に検証しながら、効果がまだ不十分であるならば、どうやったら効果が上げられるのかとかいうことを進めていただきたいわけです。

次に行きます。

保育所の保育料の無料化の問題です。

これにつきましても、今と同じような発想で、二、三お聞きいたします。

保育料の無償化ということは、学齢前児童の子育て支援という類型の中の一分野だろうと、そのように思われますが、保護者の負担軽減ということで、町も条件つきではあるけれども、手をこまねいているわけではないという話は、今お聞きいたしました。

ただ、現在、保育所そのものが、児童の数の減少に伴って、ひところから見ると随分少なくなってきたわけですね。認可保育所も現在は2カ所だけになったんですか。3カ所ですか。認可保育所だったのが地域保育所になったところもあるわけでしょう。今度、地域保育所が僻地保育所として存続できなくて、今度は認可外保育所として、その地域の自治会だとか、そういう人たちの支えによって町が助成して行うということをやってきましたよね。それもまた人数が本当に少なくなっていて、減っていつていると。今そういう状況ですね。

現在、保育所に通える人の保育料について軽減を図る、これを進めるということは、大いに結構です。これは、やはりもちろん財源の問題もあって、要望どおり全てができないのはよくわかりますが、その中でもって努力を進めていただきたいということは私も申し上げます。

と同時に、今、保育所がどんどん少なくなっていくとどういう現象が起きるかということ、市街地以外の場所、周辺集落とでも言っているわけですね、そういうところにぽつんぽつんと散在した学齢前の子供たちが存在する現象が起きてくるわけですね。そうすると、その一人ひとりを見れば、保育所の必要性というのは、やっぱり強くある人いるわけですよ。ところが、5人ぐらいその地域に固まっていれば、地域保育所ですか、そういうような形では運営もできるんだけど、1人だ、2人だということになると、なかなか難しい。そういう人たちに対しては、どういう手当をしていくのか。これについてはいかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

現在、僻地保育所が太田保育所、太田1カ所なっています。それと、地域保育所が片無去、若松、床潭、今年度は床潭がございました。各地域でやっておりますが、おっしゃったように、少子化に伴って人数は減ってきております。ご質問あったように、点在している子供たちはどうしているのかというご質問ですけれども、現在は、保護者の方にその保育所まで片無去、若松ですか、送ってきていただいているというような状況になっております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 これは、相当な負担を強いていることになりますね。距離が広域化すればするほどね。それしか他に方法ないから、親御さんのほうはそれで納得してというか、納得せざるを得ない。もしそれで何の不自由もないんなら、もともとそんなところに保育所なんかつくる必要ないわけですよ。そうなるというのと、やっぱりこれに対する支援、そういうものも検討していかなきゃなんないだろうと、そういうふうに思いますけども、今すぐ、ああせい、こうせいではないですよ。やっぱり地元の皆さんの要望、それを十分受けとめて、こっちから上から考えるんじゃなくて、その地域の皆さんとよく相談した上で進めていかなければならないと、そういうふうに思うんです。

それで、次世代育成、何計画ですか、本年度まではね。あれなんか見るというと、スクールバスを利用した通所なんかについて、検討となっているんだけど、あれらは実現したんですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 現在、保育所、児童がスクールバスを利用している地区は、尾幌、門静ががございます。尾幌の子と門静の子については、宮園保育所のほうにスクールバスを利用して通っている形ががございます。そういう形もございますので、今後につきましては、どういう形がいいのか、あと保護者の方のご意見等も伺いながら対応してまいりたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 あと何分ぐらいありますか。（「21分です」の声あり）

それで、あと保育所に関しましては、現在厚岸町の場合には、保育料の高い安の問題、今、別にすると、相当にいろんな手を打っているということは、私も評価しています。ただ、一時保育と言うんですか、保護者が病気になったり、育児疲れで倒れたりというあたりのところは、恐らく手が入っていると思うんですが、兄弟がいて、その兄弟が病気になったというような場合も、この中に入ってきちんと救済できるような形になって

いるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今、ご質問あった部分につきましては、残念ながら、認可保育所等で対応できていないという形になっております。原因といたしましては、人的な配置等がありまして、そこまで至っていないというような部分もございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 この一時保育、あるいは時間なんですけど、一時期、真栄町で民間の保育所ができたんですよ。保育所とっていいのかわ、託児所とっていいのかわ、ちょっと適当な言葉、私、分りません。結構、はやったんです。需要あったんです。それはね、昆布の出た日だけ、朝早く、午前中ぐらいを預かってもらうというような需要が、こんなにあるんだなと、見ていて思いました。そういうような、なかなか今までの制度の中では十分対応し切れないような部分の潜在的な需要というのは、やっぱりあるようですよ。こういうものも、今すぐやれと言うんじゃないですけども、やはり調査をして、この後何らかの手当をしていかなきゃなんないんでないか。

今回、これから条例が出て、基準をやる中にはいろんなものがありますよね。その中にはそういうものにも乗っかるようなものも出てくると思うんですけど、あれは誰かがやるときに、こういう基準になっていないと認可しないよという話であって、町がやるという話ではないですよ。そういうようなものについても研究をして、できるものはやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今のご質問のあった点につきましては、実態把握と、あとどういうニーズがあるかという部分も含めて、検討させていただきたいと考えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 時間がないので先を急ぎますが、一つは、就学後の話なんです。小1の壁というようなことが都会では言われますよね。厚岸町の場合には、児童館が二つあります。これで大体いわゆる学校放課後というんですか、の子供の保育ですね、その要望というか、要求というか、必要性というか、それは十分充足しているというふうにお考えでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

まず人数からいきますと、本町の子夢希児童館のほうにつきましては、1日平均25人程度の利用になっております。友遊児童館、真龍小学校の前にある児童館につきましては、1日平均35人程度の利用と。利用人数からいきますと、友遊児童館はかなり高く、施設のちょっと手狭になってきているかなというふうに考えます。そういう意味からいきますと、今後、児童の利用がふえていくと、子夢希児童館につきましては対応は可能かなと思いますが、友遊児童館につきましては施設の規模的にちょっと厳しいかなと。そういうときに新しい、児童クラブですとか、そういう部分のものをつくったりとか、そういう形も必要になっていくのかなというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時04分休憩

午後4時05分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 済みません、お時間をいただいて……。

児童館の利用につきまして、現在は、学校区、通学区域の部分だけで限定して利用、スクールバスの子以外はそういう形になっております。

今後につきましては、利用の通学区域だけではなくて、全町的に利用できるという形に変えるように準備をしております。ただ、さきに話したように、子夢希児童館につきましては、利用人数がある程度友遊児童館より少ないということで、受け入れ体制は大丈夫かなと思いますが、友遊児童館につきましては、これ以上ふえると、いろんな部分でちょっと工夫をしなきゃならないというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それでですね、保育に欠けるという条件のない人は、保育所に入れなわけですね。子供を入れることができないわけですね。そう人でもって、自宅でももちろん養育している人はたくさんいるわけです。そういう人たちもまた悩みを抱えているわけですね。子育て支援ネットワークのようなものがあったり、子育てサポートセンターですか、そういうものがあったり、いろいろ町は手を打っているわけですね。

その中に、ファミリーサポートセンターというようなもの、社協事業かな、やっているというふうに聞いていますが、どの程度動いていますか。簡単で結構です。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時07分休憩

午前 4 時09分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 何度も申しわけございません。

先ほどのファミリーサポートセンターの利用状況でございますけれども、年間大体20件というふうになっております。主に通所ですか、のサポートという形になっております。大体年間20件ぐらいなんですけれども、ことしは、何か延びているというふうに聞いております。

- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

- 室崎議員 時間ないので、次に行きます。

産院のない町の不安解消ということで一つのテーマに上げておきました。

それで、釧路公立大の陣痛アプリの例を出されておりましたね。これ相当画期的なものようで、新聞に大きく出ておりましたですね。町としては、それを、こういうのあるよという情報提供やっているわけですね。はい、わかりました。

それでね、これもまた1例なんですけどね、かつて去年の夏かな、厚文でちょっと視察行ったときに、出くわした事例がありますんで、それをちょっと紹介しておきますが、町と消防と、それから町内に、その町も産婦人科がないんですよ。産院がないんですね。それで、近くの大きな町の、いわゆる2次医療圏というのか、3次医療圏というのか、の病院に行かざるを得ない。その病院と連携したわけですよ。それで、妊婦さんを登録するんですね。もちろん本人が登録申し込みをするんですけども。そうすると、情報を、その病院も、消防も、分っているわけですね。切迫流産のおそれがあったとか、破水したとか、いろいろあるわけでしょう。急に病んできたとかね。そういうときにすぐ病院に連絡をとって、救急車が走ると。どこの誰で、どうして、こうしてなんていう説明を頭からしなくても、もう全部分っているというようなシステムをつくっている町があるんですよ。これはやっぱり自分たちがこの町で暮らしていくことを、町の体制が支えてくれているという意識を、そういう対象となる人たちに非常に強く植えつけているという効果があるという話も聞いてきました。

これをすぐやれという意味ではないですけど、そういうふうに先進的なことをいろいろやっている町があると思うんです。そういうものをどんどん調査して、言葉は悪いんだけど、盗むものは盗んで、それでやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。

- 議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、大きな課題になっております少子化対策等も含めたいろんな提案があったわけでありまして。それぞれ学ぶべき、また今後、研究すべきこと、ただただあったわけでありまして。大変ありがたく思うわけでありまして。質問者のいろいろな提案について参考にしながら、これからも少子化対策、これは急務であります。先ほど第1回目の答弁でお話をいたしたとおりであります。子供は厚岸の宝であります。そういう意味におきましては、今後の参考としていろいろと努力をしてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、最後の質問にいたしますが、出生数、出生率の増加を図るためにという総論的な話に、最後に戻りますが、ただいま町長からお褒めにあずかって大変うれしく思っているわけですが、町長の今回の町政執行方針を見ますと、1ページの一番最後のところなんですけど、本年度中に厚岸町の人口ビジョンと総合戦略を策定しと、ここだけ大きな活字のように見えたんです。非常に目につきました。

今、これからのお話なので、その細かな中身は何かというような話ではないんですが、どういう手法をもって、どういうことに当たろうとしているのか。これについてお聞かせをいただきたい。簡単で結構です、時間ないですから。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうからお答えさせていただきます。

国のほうで定めた長期ビジョンというものと、それと国が定めた総合戦略というものがございまして。それを勘案しながら、全国の市町村においては人口ビジョン、これについては、基本としては2060年を基本としながらということを行っていますけれども、それはそれぞれの町の事情に合わせて、目標年次を定めて人口ビジョンをつくと。それを実現するために、総合戦略ということで、より具体的なものをつくるということになってございます。

厚岸町としましては、この総合戦略につきましては、5年間ということで平成27年から31年まで、ちょうど、さきの議会で可決をいただいた後期行動計画と期間をともにいたします。守備とする範囲は、総合計画が広うございます。当然、厚岸町の将来像を定めて、その将来像に向かってどう進めていくかというのを総合計画で定めたわけですから、それを基本にしながら総合戦略の範囲の部分の部分をぜひ取り進めていきたいと。それに当たっては、国が言っているのは、産、官、学、金、労、言というところまで、いろんな幅広い方々に参画をしていただいとということも言われていますので、そういった趣旨に添うような形で進めていきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員　それで、この前、10カ年基本計画のときにもちょっと申し上げたんですが、そういうものを進めていくときの模範に厚岸町という組織がなっていたらいい、そのように思います。

それで、この前のときにもちょっと申し上げたんですが、男女共同参画だとか、いろんな話があります。それがどういうものかというのを識者にとっていろんな見方があるでしょう。ただ、言えることは、個々人の能力を考えると、男女の差はないんですよ。一人ひとりなんですよね。けども、やっぱり女性が男性に伍してこの社会で働くようになりますと、いわゆるジェンダーの問題といいますか、社会学的、生物学的にいろいろなハンディーがあるわけですね。だから、どうしても仕事の上での客観的評価というのでいい点が見つからないというようなことは現象として出てくると思うんです。それで放置することはできないと私は思います。ハンディーがあるんだったら、どんなハンディーがあって、それをどうやれば補って同等に評価するところができる体制がつかれるか、それをやはりきちんと調査して、まず役場がその範を示していただきたい。そのように、これは言っておきます。

それと、もう一つ、出生率の非常に高い職種があるという話を耳にしました。それは教員だと、こういうことなんです。そのときの条件というのがあるんですね。すなわち出産育児休暇がきちんとしている。それから、非常にこれは大事なんだけど、出産育児の休暇をとった場合に、そのポジションにきちんと補充がある。どうも厚岸町の役場でちらちら聞こえる話は、5人いるうちの1人が出産育児休暇をとると、4人で5人分の仕事しなきゃなんなくなるので、ほかの同僚に迷惑をかけるからとりづらいんだという嘆きをちらちら聞くことがある。事実であるとすれば、出産育児休暇が紙の上の制度になっているのではないかという批判を免れない。

それともう一つは、休暇明けの復帰をした場合に、もとの椅子に返ることが保障されている。帰ってきたら、私の椅子がなくなっていたというのでは、おっかなくて休めないですね。こういうようなものは大いに参考にしていきたい。こういうことがきちんと手当てされている職種は、実際に出生率が高いんだというふうに言われています。

それともう一つ、結局、今の少子化とか、産業の衰退だとかいう問題の根っこには、若い人たちの暮らせる町でなくなりつつあるということなんです。若い人たちが、特に若い女性が自分の能力を十分に発揮することのできる町は、やはりそういう人たちにとって魅力のある町ですね。もちろん働き口をつくっていかなくちゃだめですけど。その働き口、産業の振興ということと、もう一つは暮らしやすい、生きがいのある、自己実現のできる町をどうやってつくるかということだと思います。

これが結局、最終的には、町の発展を支える大きな要素であると、そのように考えておりますので、現在の、これから行われるであろう総合計画の人口ビジョン、総合戦略の策定ですか、そのときに、どうかそれを基本に据えて進めていただきたいと、そのように心から願うところでありますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員）　町長。

●町長（若狭町長）　大変いいご提言いただいたわけであります。

ただ、その中で学校の先生の出生率が一番高いんだということを初めてお聞きをいたしましたわけであります。反面、経済力の強い東京都が一番出生率が低いんです。経済力の弱い沖縄県が一番出生率が高いんです。ですから、いろいろな課題もあると思いますんで、私は常に言っておりますけれども、金太郎あめじゃだめだと。やはり厚岸版独自の戦略をつくらないといけないと、そのように考えておるわけでございます。

いろいろなご提言をいただいたわけでありますので、それも参考にしながらよりよいまちづくりのための総合戦略にさせていただきたい。さらにはまた、人口ビジョンにさせていただきたいと、そのように考えておるわけであります。

ただ、庁内の関係で、何か休むのができないとかいうような話がありましたけれども、そういうことあったら大変でございますので、今後そういうことがないように、私も注意してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後 4 時22分休憩

午後 4 時23分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりましたとおりに質問させていただきます。

1、として、通行止めゲートについてであります。

（1）猛吹雪のときに、国道のゲートが閉鎖され、走行中確認ができず、追突事故が発生しました。厚岸町においても事故を起こさないことから伺います。

アとして、町内設置のゲートは何カ所あり、町管理とそのほかの管理は、どのくらいあるのか。

イとして、猛吹雪のときに、ゲートが閉まっているのが走行中にはっきりとわかるように光などで知らせることができるようになっているのか。

ウとして、今後事故がないように、光などで知らせるような設備をする必要があると思う。そのためには、関係機関、町、道、国に要請をしてほしいと思うがどうか。

2について、プレミアム商品券についてお伺いします。

（1）国がやろうとしている地方活性のためのプレミアム商品券などの支援に対して伺います。

アとして、プレミアム商品券の利用者は町民全体対象ですが、もし今回実行するときには、子育て支援を優先する施策として、厚岸町は子供を産み育てることが安心な町であると言えるように、まずはミルク、おしめに特化した方法のプレミアム商品券を発行させていただきたいと思うが、町の考えを伺います。

以上です。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の通行どめゲートについてのうち、町内設置のゲートは何カ所あり、町管理とその他の管理はどのくらいあるのかについてであります。道路上に交通遮断機として設置されているゲートによる通行止めは、地震、災害、風水害、道路災害などが発生した際、交通管理者と道路管理者との協議により緊急に実施するのが一般的であり、ゲートには人々を安全を守るための交通規制を行う重要な役割があります。

厚岸町内にゲートが設置されているのは、国が管理する国道で2カ所、北海道が管理する道道で2カ所、厚岸町が管理する町道には4カ所、合計8カ所となっております。

次に、猛吹雪のときに、ゲートが閉まっているのが走行車にはっきりとわかるように光などで知らせることができるようになってきているのかについてであります。まず、国道に設置されているものは、ゲート閉鎖時に黄色回転灯が回り、走行車には光で知らせようとなっております。また、原則として人員を配置し、ゲートの上には電光掲示板が設置されておりますが、今シーズンのゲート閉鎖の実績はありません。

次に、道道に設置されているものは、ゲート閉鎖時に赤色回転灯が回り、走行車には光で知らせようとなっております。

なお、電光掲示板はなく、人員の配置も原則としてはおりませんが、今シーズンのゲート閉鎖回数は3回となっております。

次に、町道に設置されているものは、ゲートと看板によるもので、走行車には光で知らせる回転灯や電光掲示板は設置していないところであります。

なお、町道に設置しているゲートは、ルークシュポール道路の起点にあるゲートを除き、いずれも冬期間は一般車両の通行が少ない林道の起点や終点にあり、安全対策上、通行止めとさせていただくためのものであり、国道及び道道のように緊急に交通規制を実施するための役割があるものとは性質が異なるものであります。

次に、今後事故がないように、光などで知らせるような設備をする必要があると思う。そのためには、関係機関に要請をしてほしいと思うがどうかについてであります。道路整備や施設の安全確保に当たっては、釧路開発建設部、北海道釧路総合振興局及び厚岸町において、施設の管理状況などの情報共有を行いながら、国及び北海道に対しましては、より効果的な施設整備について検討をお願いしてまいりたいと思います。

続いて、2点目のプレミアム商品券について、もし今回実行するときには、子育て支援を優先させる施策として、厚岸町は子供を産み育てることが安心な町であると言えるように、まずはミルク、おしめに特化した方法のプレミアム商品券を発行していただきたいと思うが、町の考え方を伺います。国が地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業については、現在、内閣府との事前相談中であり、事業内容が確定していない現状では、詳細な内容までお答えできないことを、まずご理解願います。

プレミアム商品券の発行は、消費購買力の町外への流出を防ぎ、町内における消費の拡大と地元商工業者の活性化を図るとともに、町民の皆さんの生活支援を目的に行うも

のであり、一人でも多くの町民の皆さんの利用を促進するためには、できるだけ使い勝手のよい制度とすることが必要であります。特定品目に特化した商品券の発行については、考えておりません。

しかし、子育て支援策の重要性は十分認識しており、プレミアム商品券の発行とは別の事業で、子育て世帯臨時特例給付金の対象者に、町内で使用できる商品券を上乗せして交付することや、町の単独事業として行っている保育料助成について第3子以降に加え、第2子にも助成するなどして、子育て世帯の支援に努めてまいりたいと考えております。

なお、事前にプレミアム商品券の今までの利用度を年齢別、男女比率がわかる資料要求がありましたが、プレミアム商品券の販売に当たっては、購入予約申込書により販売しており、その申込書では年齢や性別の記載を求めているため、要求資料の作成ができないことをご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 よく、信号のないところで事故が起きた場合、死亡事故が発生した、大事故が発生したと、何度か起きると、ようやくそこに信号がついたり、また、河川のふちにネットがなくて誰かが落ちたり死亡すると、ネットがつくられるようにあるというのが社会現象というか、社会の実情でもあります。そういったことをつくりたくないということをぜひ考えていっていただきたい。

釈迦の説法に、人は証明役をすることがあるというふうに言われています。それは、人を支える助ける側と、人を支える側と、助けられる助ける側とがあると。この信号の事故や河川の事故などは、特に誰かが事故を起こして、死亡事故などが発生した場合に、それがその人の証明役となって、それでやがて信号がついたり、ネットが張られるということに相つながらるのが、人の人生の証明役をすることだというふうの説法の中にあります。そういった意味で、悲惨な事故をなくするために、1日でも早く、ゲートに事故がないように検討をお願いしてまいりたいと思いますというふうにありますけども、一層それを強く要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この関係につきましては、私どもの建設課が主に開発建設部、あるいは釧路建設管理部と常日ごろ話をする部分でありますけども、年に一、二回といいますか、そういう定期的にお互いの課題検討をし合う場がございます。そういった際に、ぜひ強くお考えいただくように、私ども意識しながら協議してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

- 竹田議員 次に、プレミアム商品券のことについてなんですが、特化したことのお考え方というのはできないと。そのかわりに、同じ考え方なんですが、子育て世帯臨時特例給付金を利用して、対象者に町内で使用できる商品券を上乗せして交付するということがありますので、そこは理解をさせていただきました。

理解をしたのですが、今回、子育て世帯臨時特例給付金なので、臨時なので、これは今年度、要するに単年度で終わりなんではないでしょうか。

- 議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、国の交付金を使って検討をしているところでございますけれども、実は、交付金の種類に二つほどあります。一つは、地域消費喚起生活支援型というのと、それと地方創生先行型という二つがございます。最終的な決定はまだ受けてございませんけれども、今質問のあった子育て世帯臨時特例給付金の対象者に対する支援につきましては、直接的な方に直接的に支給するものですから、消費喚起生活支援型のほうが該当になるということをおっしゃってございます。この制度につきましては、国のこのたびの平成26年追加の補正で対応になったものでございまして、この制度につきましては、今のところ26年度の補正で措置をして、27年度に繰り越しをしながら実施をします。それ以降については、見通しのないものでございます。

- 議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

- 竹田議員 国で一時的なものの対応というのは、最近すごくふえてまいりましたよね。昨年度、おととしと、一部厚岸商店会、湖北商店会と厚岸町が補助をして、プレミアム商品券をやりました。湖北商連、厚岸商連でも町の活性化ということで、町に要望して商品券の発行をして活動してまいりましたけれども、資料の中にプレミアム商品券の利用度ということでお聞きをしたのですが、申込書により販売しているので分からないということでありました。

今後の課題として、世帯臨時特例給付金の部分については、もし単年度であれば、来年度実施するかしないかはわかりませんが、今後のプレミアム商品券の発行について、商品券を活用する人たちがどういう世代、どういう人たちなのか、また商品券で購入する場合に、どんなものをお買い上げしているのかということのデータというのは非常に大事であるというふうに思います。

それはなぜかということ、中小企業振興基本条例を町が条例化しました。要は、プレミアム商品券をつくって、商店街が購買を高めるということが目的なのであれば、商品券の使い道がどうも大型店に流れているのが多いと、それははっきりした数字はまだつかんでいないんだけどそういった傾向があるということであれば、小さな商店街も、どんな年齢がどんなものをお買い上げしているのかということをおある程度把握すれば、小さな商店も町民のニーズに応えるべき商品をそろえることによって、購買というのが上昇していくのではないかとこのように思います。

そういったことを含めて、商品券をせっかく発行するのであれば、そういった実情を

踏まえて、今後の商品券をより活用的に、より購買力型が高まっていくためには、ぜひそういったデータをとるべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほどの答弁で一つ漏れました。

プレミアム商品券、今考えているプレミアム商品券につきましても、消費喚起生活支援ということでございまして、国の支援を受けて行えるのは26年度補正で対応して、27年度1年限りということになってございます。

それと、国のほうから、プレミアム商品券に関しては、特に各自治体に、可能な限り実施してくれということに要請も来てございます。これはどういうことかということ、消費喚起に回るからということ、経済対策ということ、10%プレミアムをつければ消費喚起効果というのは10倍になる、2割をつけたら5倍になるということ、消費喚起にすぐれた制度だということに推奨をしていますが、その消費喚起というのは、単純にプレミアムがついているから、その額面で買った分だけふえるという意味じゃなくて、例えば同じ電化製品を買うにしても、例えばテレビが、24インチのテレビを考えていたけど、プレミアムつくなら32インチにするわというような考え方が消費者のほうに生まれてくれば、もっともっと喚起がふえるだろうと。商品券だけでなく、それにみずからのお金をさらに足して購入することからも、消費喚起がどんどん裾野が広がるだろうという趣旨でそういうことを言っています。

そういった意味では、国のほうも、ぜひ市町村のほうに求められている中で、実際に利用した方々から悉皆ではないけれども、サンプル的にアンケート調査を実施してくれという要請があります。その要請をすることによって、額面以上の消費喚起がどういう形でいったのかということもつかめるだとか、基本的なアンケートの用紙は国から示されておりますけれども、任意に厚岸町で設定する、あるいは実施主体のほうと協議をさせてもらって行うということは可能でございますので、そういった中で考えていきたいというふうに思っております。

それと、子育て支援で、竹田議員がご質問であったのは、そういった子育て世帯の支援の部分、これが1年限りでということでもいいのかということの趣旨もあろうかと思っておりますけれども、実は国のほうで今、平成27年度中に全国の市町村に総合戦略の策定を求めています。その総合戦略の定めたさまざまな施策を実行に移すに当たって、新たな交付金制度を創設したいという考えを国のほうでは持っております。ただ、その交付金制度はどのようなものなのかというのは、これからの話でございますからわかりませんが、地方版総合戦略のほうに、当然子育て世帯の支援というのも必須として乗ってくると思います。そういった乗った部分の支援策というのは、場合によっては新しくできる交付金で、支援も可能になることも考えられますので、そういった意図も含めて十分検討していきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 今回のプレミアム商品券については、町村でやらなければやらなくてもいいよと。そのかわり、手を挙げてやれる町村については、ぜひ支援をしましょうという施策ですよ。そのプレミアム商品券のどういった形でやるのかは、町村が決めていただきたいというふうになっていますよね。ただ、具体的なものがまだ見えてきていないという部分で、質問することも、その質問に対しての答えも、なかなか100%すぼっと答え、私も聞けないし、答えることもできない歯がゆい部分があると思います。がしかし、国のやっていることも、ちよろちよろちよろちよろと変わる部分があります。

そういった部分で、もし私の要望がかなうようなことがあるのであれば、ぜひこの子育て支援、今回も子育て支援について10番議員さん、12番議員さんが非常に熱いものを語っていただきました。町として、町長としても、子育て支援、大いにやっていきたいというお言葉をいただきました。そういった部分で、非常に子育てをしている側といたら悪いんですけども、その人たちというのは、本当に生活が十分に行き届いている生活をしているわけではありません。そして、悲しくも厚岸町には、悪い言葉で出戻りというお言葉で、結婚をしたんですけども、結局子供を連れて厚岸町の実家に帰ってくるというのが確率的に高いのか低いのかわかりませんが、耳にするところは多々そういう言葉が聞こえてまいります。そういった人たちが多いいということは、厚岸町としてもそういった部分に支援をしなきゃいけないというふうに思うわけですね。せっかく厚岸町に帰ってきたわけですから。そういった生活、困窮とまではいなくても、そういう人たちにぜひお目を向けて、今後、購買力を高める部分、それと子育ての支援に回っていくようなプレミアム商品券の施策をぜひ考えていただきたいと思いますなど、もう一度要望して私の質問を終わりたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほどの10番議員さんの質問の中でも資料の要求があったんですが、実は先週の金曜日、あるいは今週の月曜日も、国と、いろんな照会が来て、うちが今、実施計画を出して相談をやっていますけれども、こういった部分修正したほうがいいんじゃないかとかという動きが、実は今まだあります。そういったことで、厚岸の案としてはある程度固めてはいるんですけども、それを皆さんのほうに具体的にお示しできないという現状であります。来週になるのかもしれませんが、そういったものが固まった後に、追加という形で提案をさせていただく予定をしております。そのときには、皆様のほうに詳細なことも説明できるのではないのか、詳細といっても、実施に当たってはまだまだ詰めなきゃならない部分ありますけれども、厚岸町の考え方というものをより具体的に話せるんでないかなというふうに思っております。

ただ、ことしの部分につきましては、プレミアム商品券、それと竹田議員から言われた子育て世帯の部分については、臨時特例給付金の対象者に対する支援ということで行ってほしいというふうに考えてございます。ただ、引き続いての部分については、今のご意見も踏まえながら、結局は総合戦略の中でどう位置づけるかという話になるのかもしれませんが、そういうことを加味しながら検討してほしいというふうに思っ

ております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

●竹田議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 本日の議事日程は、全部終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時47分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年3月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員